

高等専門学校機関別認証評価

自 己 評 価 書

平成 2 6 年 6 月

群馬工業高等専門学校

目 次

I	高等専門学校の現況及び特徴	1
II	目的	2
III	基準ごとの自己評価	
基準 1	高等専門学校の目的	4
基準 2	教育組織（実施体制）	7
基準 3	教員及び教育支援者等	12
基準 4	学生の受入	18
基準 5	教育内容及び方法	23
基準 6	教育の成果	36
基準 7	学生支援等	41
基準 8	施設・設備	48
基準 9	教育の質の向上及び改善のためのシステム	53
基準10	財務	58
基準11	管理運営	62

I 高等専門学校の現況及び特徴

1 現況

(1) 高等専門学校名 群馬工業高等専門学校

(2) 所在地 群馬県前橋市鳥羽町580

(3) 学科等の構成

学 科：機械工学科，電子メディア工学科

電子情報工学科，物質工学科

環境都市工学科

専攻科：生産システム工学専攻

環境工学専攻

(4) 学生数及び教員数（平成26年5月1日現在）

学生数：学 科1,002人

専攻科84人

専任教員数：78人

助手数：0人

2 特徴

群馬工業高等専門学校（以下「本校」という。）は、高専制度創設第一期校として昭和37年4月に3学科（機械工学科，電気工学科，土木工学科（それぞれ定員40名））で設置され，その後昭和41年度に工業化学科（定員40名），昭和62年度に電子情報工学科（定員40名）を増設した。以後，時代の要請に応えるべく，平成4年度に工業化学科を物質工学科（4年次以降コース制）へ，平成9年度に土木工学科を環境都市工学科へと改組し，平成15年度には電気工学科を電子メディア工学科へと名称変更した。また，平成7年度に2年間の専攻科（生産システム工学専攻（定員12名），環境工学専攻（定員8名））を設置した。

本校の教育理念は「科学技術を通し，地球と人の調和をはかり，人類の繁栄に貢献できる人材を育成する」であり，教育方針は，（1）豊かな心と優れた感受性を持ち，責任ある行動と規律正しい生活ができ，（2）一般・専門科目を適切に配分した5年ないし7年の一貫教育を行い，基礎学力をしっかりと身に付けた，（3）理論に裏打ちされた実践教育を行い，豊かな創造力と国際性を身に付けた，学生の育成である。

本校の特徴は以下のとおりである。

学科教育（準学士課程）では，一般科目及び工学に関する専門科目を教授し，特に視野の広い技術者を養成するために，低学年（1・2年次）では混合学級を導入し，

人間形成の観点から一般科目に力を入れるとともに，専門科目においては理論とともに実験・実習などの実技科目を重視した教育を行っている。専攻科教育では，本校の教育理念にもとづき，「最も得意とする工学の知識」と「異なる分野の工学の知識」を融合することにより，専門分野を広い視野で捉えることができ，修了後，より高度な技術的課題に取り組むことのできる基礎的能力を有する技術者を養成することを目指している。

準学士課程での基礎学力の定着を図るため，平成12年度から3年次共通試験（数学，物理）をスタートさせた。平成17年度からは化学を加え，平成18年より進級規定に入れた。その後実施の意義を見直し，平成23年度からは数学のみ進級要件の共通試験として，物理は物理実力試験として実施している。また，英語教育の充実を図るため，平成17年度からTOEIC試験の受験を義務付け（3年次秋，4年次末，専攻科入学予定者5年次末，専攻科1年次秋），各学生に英語学習の目標を持たせている。幅広い国際的視野を持つ人材の育成のため，平成4年度から4年次学生対象に海外派遣を実施してきたが，中国の上海工程技術大学との教育学術連携協定の締結を機に，平成18年度に国際連携室を設置し上海学生派遣の支援を行った。平成23年度からはカナダへ，平成25年度からはオーストラリアを加え（平成26年度はオーストラリアのみ）約一ヶ月の語学研修（希望する4年生～専攻科1年生対象）の支援を行っており，さらにインターンシップの単位に認定して英語能力の向上を図っている。

世界に通用する技術者を育成するため5学科（4・5年）2専攻が一体となり「生産システム環境工学プログラム」を形成している。本プログラムは平成16年には工学（融合複合・新領域）関連分野でJABEE認定の審査を受審し，認定を受けたのに続き，平成21年度から継続認定が認められている。教育活動の点検・評価では，教育研究委員会を中核とするPDCAサイクルを基軸とし，各委員会が改善を図っている。

地域と共同の技術開発を目的に平成13年に地域共同技術開発センターを設置し，平成19年に地域連携テクノセンターと名称を変更した。当該センターは地域企業・経済団体・自治体の集まりである群嶺テクノ懇話会とも連携を図りつつ運営を行っている。

Ⅱ 目的

本校の目的は、学則で規定された教育理念、学習・教育目標、各学科と各専攻の教育目的を包括した教育目標体系全体である。

1 教育理念

科学技術を通し、地球と人の調和をはかり、人類の繁栄に貢献できる人材を育成する。

2 学習・教育目標

(1) 教育理念に基づく5年ないし7年間の一貫教育による教育目標として、以下の目標を定めている。

最も得意とする工学の知識と異なる分野の工学の知識を融合することにより、専門分野を広い視野で捉えることができ、将来、より高度な技術的課題に取り組むことができる基礎能力を有する技術者を養成する。

(2) 教育目標を達成するため、各課程においての共通の「学習目標」並びに学科及び専攻ごとの「専門分野の視点に立った学習目標」を定めている。

1) 学習目標（共通）

- A. 地球的規模での人、社会、環境について倫理・教養の基本を身に付ける。
- B. 技術的問題解決のための幅広い工学の基本的知識を身に付ける。
- C. 技術的問題解決のための専門分野の基本的知識を身に付ける。
- D. 技術的課題を分析し、解決するためのシステムをデザインする基礎能力を身に付ける。
- E. コミュニケーション能力・プレゼンテーション能力を身に付ける。

2) 専門分野の視点に立った学習目標

①準学士課程（学科ごと）

1) 機械工学科

産業技術や機械システムなどの機械工学分野に関する基礎知識を習得する。

2) 電子メディア工学科

電子材料、エネルギー、電子情報通信などの電子メディア工学分野に関する基礎知識を習得する。

3) 電子情報工学科

コンピュータのハードウェア、ソフトウェアなどの電子情報工学分野に関する基礎知識を習得する。

4) 物質工学科

化学的な知識を基にして材料化学、生物工学などの物質工学分野の基礎知識を習得する。

5) 環境都市工学科

計画、設計、施工、管理などの環境都市工学分野に関する基礎知識を習得する。

②専攻科課程（専攻ごと）

1) 生産システム工学専攻

機械工学、電子メディア工学、電子情報工学の各学科で修得した知識を基礎とし、より高度な専門各分野の知識及びそれらを融合した領域について学び、各種の機器、デバイス、システムなどの開発・設計・製造を行うための基礎的能力を身に付ける。

2) 環境工学専攻

物質工学と環境都市工学の各学科で修得した知識を基礎とし、より高度な専門各分野の知識及び「環境」を主題とする、それらの融合領域について学び、自然環境の保全と分析、都市環境のデザイン、新しい材料や医薬品の創製、生物資源の開発などを行うための基礎的能力を身に付ける。

3 各学科と各専攻の教育目的

各学科の教育目的は以下のとおりである。

1) 機械工学科

機械工学における力学、材料、加工及びエネルギーの分野を中心に、当該分野等に係る基礎的な知識及び理論、並びにこれらを応用する機構、制御、設計、解析等の知識、理論及び技術を実践との結びつきを重視しつつ、修得させるとともに、その過程を通じて、創造的な人材を育成する。

2) 電子メディア工学科

電子メディア工学における情報通信、新エネルギー及び電子材料の分野を中心に、当該分野等に係る基礎的な知識及び理論、並びにこれらを応用するエレクトロニクス等の知識、理論及び技術を実践との結びつきを重視しつつ、修得させるとともに、その過程を通じて、創造的な人材を育成する。

3) 電子情報工学科

電子情報工学におけるハードウェア及びソフトウェアの分野を中心に、当該分野等に係る基礎的な知識及び理論、並びにこれらを応用する情報・通信・計算機工学等の知識、理論及び技術を実践との結びつきを重視しつつ、修得させるとともに、その過程を通じて、創造的な人材を育成する。

4) 物質工学科

物質工学における物理化学、無機化学、有機化学、微生物学、生化学及び化学工学の分野を中心に、当該分野等に係る基礎的な知識及び理論、並びにこれらを応用する材料化学又は生物工学等の知識と理論及び技術を実践との結びつきを重視しつつ、修得させるとともに、その過程を通じて、創造的な人材を育成する。

5) 環境都市工学科

環境都市工学における構造・力学、環境・衛生、水理・水工、材料・コンクリート、土質・地盤及び都市・交通の分野を中心に、当該分野等に係る基礎的な知識、理論及び技術、並びにこれらを応用する環境、都市、防災の知識、理論及び技術を実践との結びつきを重視しつつ、修得させるとともに、その過程を通じて、創造的な人材を育成する。

各専攻の教育目的は以下のとおりである。

1) 生産システム工学専攻

高等専門学校における教育の基礎の上に、機械工学、電子メディア工学又は電子情報工学のいずれかの専門領域及び各領域を複合した領域においてこれらに係るより深く高度な知識、理論及び技術を実践との結びつきを重視しつつ、修得させるとともに、その過程を通じて、創造的な人材を育成する。

2) 環境工学専攻

高等専門学校における教育の基礎の上に、物質工学（材料化学及び生物工学）又は環境都市工学のいずれかの専門領域及び各領域を複合した領域においてこれらに係るより深く高度な知識や理論及び技術を実践との結びつきを重視しつつ、修得させるとともに、その過程を通じて、創造的な人材を育成する。

Ⅲ 基準ごとの自己評価

基準 1 高等専門学校の目的

(1) 観点ごとの分析

観点 1-1-①： 高等専門学校の目的が、それぞれの学校の個性や特色に応じて明確に定められ、その内容が、学校教育法第115条に規定された、高等専門学校一般に求められる目的に適合するものであるか。また、学科及び専攻科ごとの目的も明確に定められているか。

(観点に係る状況)

本校では、昭和37年の開学時に学校の目的を定め、学則第1章第1条に掲げている(資料1-1-①-1)。平成12年には教育理念として次のことを掲げ、目指すべき教育のねらいを示した(資料1-1-①-2)。

「科学技術を通し、地球と人の調和をはかり、人類の繁栄に貢献できる人材を育成する」

平成16年度にはそのねらいを実現するために、学習・教育目標を定めた(資料1-1-①-2)。さらに、学校として、課程ごとの養成すべき人材像及び卒業(修了)時に身につけるべき学力や資質・能力を定めるなど、学習・教育目標の一層の明確化を図っている(資料1-1-①-3～5)。

また、平成18年度に各学科及び各専攻の教育目的を定め、さらに、平成25年度に準学士課程と専攻科課程の違いを明確化した各学科及び各専攻の目的を学則で定めた(資料1-1-①-6)。準学士課程では、機械工学、電子メディア工学、電子情報工学、物質工学、環境都市工学の基礎的な知識及び理論、並びにこれらを応用する知識、理論及び技術を実践との結びつきを重視しつつ、修得させるとともに、その過程を通じて、創造的な人材を育成する旨規定している。専攻科課程では、準学士課程の教育の基礎の上に、そのいずれかの専門領域及び各領域を複合した領域において、これらに係る深く高度な知識、理論及び技術の実践との結びつきを重視しつつ、修得させるとともに、その過程を通じて、創造的な人材を育成する旨規定している。

(分析結果とその根拠理由)

本校では、学校が社会に対して担う基本的な役割として、高等専門学校の目的を定めている。また、学校としての教育理念や教育目標、学科及び専攻ごとの目的を明確に定めているほか、卒業(修了)時に身につけるべき学力や資質・能力を定め、達成しようとしている基本的な成果等を明確にしている。

以上のことから、本校は高等専門学校としての目的に適合し、学科及び専攻科ごとの目的も明確に定められている。

観点 1-2-①： 目的が、学校の構成員(教職員及び学生)に周知されているか。

(観点に係る状況)

本校の目的、教育理念、学習・教育目標、学科及び専攻ごとの教育目的は、「学生便覧」(資料1-1-①-1)、ウェブサイトに掲載している(資料1-1-①-2)ほか、教育理念、学習・教育目標は校内及び会議室等でも掲示している(資料1-2-①-1)。この目的を周知させるために、全教員及び事務部門各部署にも「学生便覧」を配布している。教員採用時の初任者研修では、本校の目的、教育理念、学習・教育目標、各学科と各専攻の教育目的についても重点的に説明し、

目的の周知を図っている（資料 1－2－①－2）。

また、準学士課程の新入生及び専攻科課程の新入生に対して、それぞれ「学生便覧」と専攻科「履修のしおり」を用い、新入生ガイダンスを実施し、これらを周知している（資料 1－2－①－3，4）ほか、ホームルーム等で教育理念、学習・教育目標の説明資料を配布して周知している（資料 1－2－①－5，6）。

平成 25 年 9 月に、教職員（非常勤講師を含む。）、準学士課程及び専攻科課程の学生に対して、目的の周知状況に関するアンケート調査を実施したところ（資料 1－2－①－7）、教職員のほぼ全員、また、準学士課程の学生の約 5 割及び専攻科課程の学生の約 8 割が「よく知っている」あるいは「ある程度知っている」と回答していることから、おおむね周知されている。周知の低かった準学士課程学生に対しては、平成 26 年度に改めて担任を通して説明をするとともに、各ホームルーム教室に教育理念、学習・教育目標を掲示し周知を図っている（資料 1－2－①－8）。

（分析結果とその根拠理由）

本校の目的等を掲載した「学生便覧」等を教職員、学生に配布することにより、目的の周知を図っているほか、教員に対しては教員会議等で説明することで周知を図っている。また、周知状況を把握するアンケート調査結果において、教職員のほぼ全員、準学士課程及び専攻科課程の学生のそれぞれ約 5 割と約 8 割が知っていると回答している。

以上のことから、本校では目的が、学校の構成員におおむね周知されている。

観点 1－2－②： 目的が、社会に広く公表されているか。

（観点到係る状況）

本校の目的、教育理念、学習・教育目標、各学科と各専攻の教育目的は「学校要覧」（資料 1－2－②－1）に掲載するとともに、ウェブサイト（資料 1－1－①－2～4）に掲載することによって、社会に公表している。このうち教育理念、学習・教育目標は、中学生向け及び高校生向け「入学案内」（資料 1－2－②－2）や準学士課程生向け「入学案内」（資料 1－2－②－3）にも記載している。中学生に対しては年 2 回の「学校見学会」、及び 9 月～11 月実施の「入試説明会」において「入学案内」を全参加者に配布している（資料 1－2－②－4）。また、群馬県内及び埼玉県北部を中心に 203ヶ所の中学校及び 200ヶ所の学習塾を中心に、教員が訪問して「入学案内」を配布している。

（分析結果とその根拠理由）

「学校要覧」、ウェブサイト本校の目的等を掲載しているとともに、「入学案内」には、本校の教育理念、学習・教育目標を明確に記載しており、学校見学会、体験授業や中学校及び学習塾訪問時に配布している。

以上のことから、本校は目的を社会に広く公表されている。

（2）優れた点及び改善を要する点

（優れた点）

目的が、教職員、学生に周知されている。また、目的が、広く社会に公表されている。

(改善を要する点)

該当なし。

(3) 基準 1 の自己評価の概要

本校では、開学時に学校の目的を定め学則に規定し、それに沿って教育理念を定めている。これをもとに学習・教育目標を定め、卒業（修了）時に身に付けるべき学力や資質・能力を具体的に定めることにより、学生が本校で学習する際の具体的な指針を示している。さらに、学科及び専攻ごとの目的も明確に定めている。本校の目的は、学校教育法上の高等専門学校の目的を踏まえて策定しており、学校教育法で規定された目的に適合している。

本校の目的、教育理念、学習・教育目標は、「学生便覧」「学校要覧」、ウェブサイトに掲載しているだけでなく、学校の構成員に周知されるよう「学生便覧」を全教員、学生、事務部門各部署に配布している。アンケート結果から、本校の目的は、本校の構成員にはおおむね周知されている。

また、教育理念、学習・教育目標は、「入学案内」にも掲載しており、これらは準学士課程入学希望者、専攻科課程入学希望者の学生、県内外の中学校、学習塾等に配布され、広く社会に公表されている。

基準 2 教育組織（実施体制）

（1）観点ごとの分析

観点 2-1-①： 学科の構成が、教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

（観点に係る状況）

本校の目的は「深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成すること」と学則で定められており、それに基づき準学士課程における学科は、機械工学科、電子メディア工学科、電子情報工学科、物質工学科、環境都市工学科の 5 学科で構成され（資料 2-1-①-1）、学科ごとの教育目的が定められている（資料 2-1-①-2）。教育目的は、それぞれの工学における重要分野を中心に、当該分野等に係る基礎的な知識及び理論、並びにこれらの応用に関する知識、理論及び技術を実践との結びつきを重視しつつ、修得させるとともに、その過程を通じて、創造的な人材を育成することとしている。また、その目的を達成するための教育課程が構成されている（資料 2-1-①-3）。

本校の学習・教育目標は、「最も得意とする専門工学の基礎知識と異なる分野の幅広い工学基礎の知識を融合することにより、専門分野を広い視野で捉えることができ、将来、より高度な技術的課題に取り組むことができる基礎能力を有する技術者を養成する」であり、学科の構成は、このうち、特に「最も得意とする専門工学の基礎知識」を習得するのに適切なものとなっている（資料 2-1-①-4）。

（分析結果とその根拠理由）

本校の学科構成は、高等専門学校設置基準に適合している。各学科は科学技術の動向や社会のニーズを考慮に入れてそれぞれの学科の特色を出しながら、目的を設定し、そのためのカリキュラムを構成している。

以上のことから、学科の構成は、本校の準学士課程の学習・教育目標を達成するのに適切なものとなっている。

観点 2-1-②： 専攻科を設置している場合には、専攻科の構成が、教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

（観点に係る状況）

本校の専攻科課程における専攻は学則に定められており、生産システム工学専攻と環境工学専攻の 2 つの複合分野で構成されている（資料 2-1-②-1）。

生産システム工学専攻は、高等専門学校における教育の基礎の上に、機械工学、電子メディア工学、電子情報工学のいずれかの専門領域及び各領域を複合した領域においてこれらに係るより深く高度な知識や理論、及び技術を実践との結びつきを重視しつつ、修得させるとともに、その過程を通じて、創造的な人材を育成することを目的としている（資料 2-1-②-2, 3）。環境工学専攻は、高等専門学校における教育の基礎の上に、物質工学（材料化学及び生物工学）、環境都市工学のいずれかの専門領域及び各領域を複合した領域においてこれらに係るより深く高度な知識や理論、及び技術を実践との結びつきを重視しつつ、修得させるとともに、その過程を通じて、創造的な人材を育成することを目的としている（資料 2-1-②-2, 3）。

本校の学習・教育目標は、「最も得意とする専門工学の基礎知識と異なる分野の幅広い工学基礎の知識を融合することにより、専門分野を広い視野で捉えることができ、将来、より高度な技術的

課題に取り組むことができる基礎能力を有する技術者を養成する」であり、専攻科の構成は、専攻科課程の学習・教育目標を達成するのに適切なものとなっている。

(分析結果とその根拠理由)

本校の専攻科の構成は学校教育法の規定に適合している。2専攻とも、対応する学科の専門分野を基盤としながらも、科学技術の動向や社会のニーズを考慮に入れて目的を設定し、そのためのカリキュラムを構成している。

以上のことから、専攻科の構成は、専攻科課程の学習・教育目標を達成するのに適切なものとなっている。

観点 2-1-③： 全学的なセンター等を設置している場合には、それらが教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

(観点到係る状況)

I T教育研究センターは、I T教育研究を全校的に推進するとともに、I T学内共用基盤の整備・運用を効果的に行い、もってI T教育研究の向上に資することを目的としている。情報処理関連授業の実習の場を全学的に提供し、また、学内LANの充実や情報セキュリティの確保、各種ソフトウェアの導入などにより全学的に利用しやすい環境整備に努めている(資料2-1-③-1)。同センターは、本校の情報処理教育の中心として、教育目的にある基礎的な知識、理論及び技術の修得に貢献している。

教育研究支援センターは、これまでの学科ごとに配置された技術職員組織を発展的に改組し、体験型学習科目に全校的に対応する組織として平成18年度に設置された。同センターは、学科、専攻科における実験、演習、実習の技術支援を行うとともに、卒業研究、特別研究などに欠かせない実験装置の製作なども支援し、学生の実践的技術のレベル向上や自主性の育成、デザイン能力の育成等、創造的な人材育成に貢献している(資料2-1-③-2)。

地域連携テクノセンターは、地域産業界や地方公共団体等との産学官共同研究事業、地域生涯学習機関としての教育事業等を推進し、もって地域連携を通じた社会貢献に資することを目的としている。同センターには、技術相談室、セミナー室、精密測定室、開放研究室などがあり、共同研究に関わる多目的使用が可能である。センター内の各種測定機器は、卒業研究、特別研究にも活用され、教育目的にある基礎的な知識、理論及び技術の修得に貢献している(資料2-1-③-3)。

生物教育研究連携センターは、学科間の枠を越え、生物系教員の教育研究連携を全校的に推進するために設置された。視聴覚教材の整備、専攻科実験の充実など、校内外の関係者との連携により準学士課程及び専攻科課程における生物教育研究の向上に貢献している。また、地域との連携活動やシンポジウムの開催等を通して、地域、教員、学生への啓発活動も行っており、教育目的にある基礎的な知識、理論及び技術の修得に貢献している(資料2-1-③-4)。

(分析結果とその根拠理由)

I T教育研究センターは、学生が自由に利用できるネットワーク端末を提供することにより、コンピュータをツールとして使いこなすことができる技量の向上に大きく貢献している。教育研究支援センターは、専門各学科との有機的な連携により、実験・実習、卒業研究、特別研究におけるデザイン能力、創造的な人材の育成に貢献している。地域連携テクノセンターは、先端的測定機器を

提供することにより、卒業研究、特別研究における基礎的な知識、理論及び技術の修得に貢献している。生物教育研究連携センターは、校内外の関係者との連携により準学士課程の卒業研究及び専攻科課程の特別研究における基礎的な知識、理論及び技術の修得に貢献している。

以上のことから、各センターは、教育の目的を達成するのに適切なものになっている。

観点 2-2-①： 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に係る重要事項を審議する等の必要な活動が行われているか。

（観点到係る状況）

教育活動に関する主たる組織は教務委員会と専攻科委員会であり、本科と専攻科の教育に関する諸問題を取り扱っている（資料 2-2-①-1, 2）。教務委員会は、教務主事、専攻科長、教務主事補、学科等から選出された委員、学生課長から構成され、ほぼ毎月 1 回の会議で、教育課程に関する諸問題を審議している（資料 2-2-①-3）。専攻科委員会は、専攻科長、教務主事、副専攻科長、学科等から選出された委員、学生課長から構成され、ほぼ毎月 1 回の会議で、専攻科に関わる諸問題を審議している（資料 2-2-①-4）。教務委員会には専攻科長が、専攻科委員会には教務主事が参加することにより、両委員会の連携は密に取られている。両委員会には、各学科等から選出された委員が参加していて、必要な場合は各学科等の意見を聞いて委員会での審議に反映させることができる。両委員会で審議された重要事項は本校の最高審議機関である運営委員会に諮られて成案化され、校長の決裁を経て教員会議で報告され全教員に周知される（資料 2-2-①-5）。

（分析結果とその根拠理由）

教育活動を有効に展開するための機関として、教務委員会と専攻科委員会があり、密接な連携のもと、教育活動等に係る重要事項を審議する等の必要な活動が行われている。

観点 2-2-②： 一般科目及び専門科目を担当する教員間の連携が、機能的に行われているか。

（観点到係る状況）

複数科目での内容の重複を避けることと教育内容の充実のため、数学教員と専門学科教員との話し合いにより、平成24年度から応用数学IIの内容が変更された。この科目は専門科目であるが、一般教科の教員が担当している（資料 2-2-②-1, 2）。平成24年度には、全学的にカリキュラムを検討するためにカリキュラム検討委員会が設置され、一般教科と各専門学科から出されたカリキュラム案について話し合われた。平成25年度には、平成26年度からの新カリキュラム実施に向け、同委員会にて主に、一般教科と専門学科との意見交換及び調整が行われた。例えば、一般教科（自然科学）から提案された応用数学Iで線形代数と確率を扱い、統計を除くという内容変更案に対して、同委員会で話し合った結果、統計の理論的部分も扱うこととなった（資料 2-2-②-3）。平成26年度からカリキュラム検討委員会は教務委員が兼任し、高専機構が推進するモデルコア・カリキュラムへの対応及び一般教科と専門学科との意見交換及び調整を行っていくこととなっている。また、必要に応じて、関係教員によるカリキュラム調整会議も開かれている（資料 2-2-②-4）。

(分析結果とその根拠理由)

組織的なものでなくても、必要な場合には一般科目担当教員と専門科目担当教員の間での話し合いによる教育内容の改善が行われている。全学的な組織としてはカリキュラム検討委員会があり、意見交換及び調整の場となっている。また、必要に応じて調整会議が開かれている。

以上のことから、一般科目及び専門科目を担当する教員間の連携が機能的に行われている。

観点 2-2-③： 教員の教育活動を円滑に実施するための支援体制が機能しているか。

(観点到に係る状況)

本校では、校長の下、事務部長が統括する事務部が置かれ、事務部には総務課と学生課が置かれ、教員の円滑な教育活動を支援するため事務全般を担当している(資料 2-2-③-1)。総務課は、執行運営部会、運営委員会、教育研究支援センター等の運営を補助し、教員の教育活動を支援している。また、学生課は、教務委員会、厚生補導委員会、寮務委員会、専攻科委員会、教育研究委員会、図書委員会、及び学生相談室、国際連携支援室、進路指導支援室の運営を補助し、教員の教育活動を支援している。

学級担任の教育活動の支援は、学生課教務係及び学生課学生支援係の補助の下、学習指導、ホームルームに関する事項については教務委員会が、生活面に関する事項については、厚生補導委員会が行っている。また、寮生の教育活動の支援は、学生課生活係の補助の下、寮務委員会が行っている。専攻科課程学生に対する教育活動支援は、学生課教務係の補助の下、専攻科委員会が行っている。学生の悩み相談の場所として学生相談室が設置されている。学生相談室は独自に学生の悩み相談に応じることにより、教員の教育活動の支援を行っている(資料 2-2-③-2)。進路指導については、平成 19 年度から進路支援室が設けられ、各学科に新たに進路指導教員が配置された。進路支援室は、進路指導教員相互の連携を図りながら、情報の収集と提供に努めることで教員の教育支援を行っている(資料 2-2-③-3)。

総務課は、教育研究支援センター長の下、教育研究支援センター(技術専門員、技術専門職員及び技術職員を構成員とする)の運営の補助をし、実験・実習、及び卒業研究・特別研究等の教育活動の支援を行っている(資料 2-1-③-3)。総務課人事・労務係は、教員の研修・健康管理の補助を通して教育活動を支援している。総務課研究推進・地域連携係は、地域連携テクノセンター長の下、地域連携テクノセンターの運営の補助をし、共同利用機器の運営等を通じて教育活動を支援している。総務課財務係は、各種会計経理を担当し、実験装置管理更新等を通じて教育活動を支援している。

(分析結果とその根拠理由)

教員が行う教育活動を支援するため、総務課及び学生課の二課体制を置き、その補助の下、各種委員会、学生相談室、進路支援室などの体制が整備されている。

以上のことから、支援体制は十分に機能している。

(2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

I T 教育研究センター、教育研究支援センター、地域連携テクノセンター、生物教育研究連携センターは、それぞれ特色ある機能を備えており。本校の教育の目的を達成する上で適切なものにな

っている。学生の多様な悩みに対処するうえで、学生相談室と進路支援室が有効に機能している。

(改善を要する点)

該当なし。

(3) 基準 2 の自己評価の概要

本校の目的は「深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成すること」であり、その実現に向け、学科の構成は、機械工学科、電子メディア工学科、電子情報工学科、物質工学科、環境都市工学科の 5 学科からなり、教育の目的は、それぞれの工学における重要分野を中心に、当該分野等に係る基礎的な知識及び理論、並びにこれらの応用に関する知識、理論及び技術を実践との結びつきを重視しつつ、修得させるとともに、その過程を通じて、創造的な人材を育成することとしている。また、専攻科の構成は、生産システム工学専攻と環境工学専攻の 2 専攻からなり、教育の目的は、高等専門学校における教育の基礎の上に、それぞれの専門領域及び各領域を複合した領域においてこれらに係るより深く高度な知識や理論、及び技術を実践との結びつきを重視しつつ、修得させるとともに、その過程を通じて、創造的な人材を育成することとしている。

全学的なセンターとして、IT 教育研究センターは学生がコンピュータをツールとして使いこなすことができる技量の向上に大きく貢献し、教育研究支援センターは専門各学科との有機的な連携により、地域連携テクノセンターは先端的測定機器を提供することにより、実験・実習、卒業研究、特別研究におけるデザイン能力の向上に貢献している。生物教育研究連携センターは、準学士課程及び専攻科課程における生物教育研究の向上に貢献している。

教育活動を有効に展開するための機関として、教務委員会と専攻科委員会があり、密接な連携のもと、教育活動等に係る重要事項を審議する等の必要な活動が行われている。カリキュラム検討委員会が一般教科と専門学科の意見交換及び調整の場となっていて、教員間の連携が適切に行われている。教員が行う教育活動を支援するため、総務課及び学生課の二課体制を置き、各課の補助の下、各種委員会、全学的センター、学生相談室、進路支援室などの体制が整備され、十分に機能している。

基準 3 教員及び教育支援者等

(1) 観点ごとの分析

観点 3-1-①： 教育の目的を達成するために必要な一般科目担当教員が適切に配置されているか。

(観点に係る状況)

本校の一般科目では、観点 1-1-①で述べている教育の目的を達成するため、資料 3-1-①-1～2 に示す一般教科の教員を配置している。その数は専任教員 25 名、非常勤講師 34 名である。担当科目ごとの人員配置は資料の表に示すように、英語 14 (=専任 6 + 非常勤 8 (以下同様順で表記)) 人、国語 6 (=3 + 3) 人、社会 9 (=2 + 7) 人、保健体育 5 (=2 + 3) 人、第 2 外国語 2 (=0 + 2) 人、数学 10 (=6 + 4) 人、理科 12 (=6 + 6) 人となっている。教員は、それぞれの専門分野に適合した授業科目を担当している。

高等専門学校設置基準の第 6 条第 2 項によれば、教員(助手を除く。)のうち、一般科目を担当する専任教員の数は、入学定員に係る学生を 5 学級に編制する場合には、22 名を下ってはならないこととなっており、本校においては一般科目担当の専任の教員 25 名全員が助教以上であり、設置基準を満たしている。

外国語では、準学士課程・専攻科の卒業・修了時に身に付けるべき学力や資質である「E. コミュニケーション能力・プレゼンテーション能力を身に付ける。」に含まれる英語の基礎的能力を強化するため、英語常勤教員はできるだけ多い 6 名としている。また、文章表現能力を強化するため、4 年次の国語表現において少人数教育の実践のための非常勤講師を充当している。さらに、理数系の科目においても、基礎能力を強化するため、十分な研究実績を持つ教員を配置している。

(分析結果とその根拠理由)

教科担当者の専門分野と担当科目の間には整合性があり、学生の教育のために適切な教員配置がなされている。学習目標を達成するために常勤の英語教員を増員し、文章表現教育のための非常勤講師を充当している。さらに、理数系科目には十分な研究実績を持つ常勤教員を確保するなどの対策を講じている。

以上のことから、教育の目的を達成するために必要な一般科目担当教員を適切に配置している。

観点 3-1-②： 教育の目的を達成するために必要な各学科の専門科目担当教員が適切に配置されているか。

(観点に係る状況)

本校専門学科では、観点 1-1-①で述べている教育の目的を達成するため、資料 3-1-②-1～5 に示す専門科目担当の教員を配置している。その数は専任教員 53 人(内訳：機械工学科 11 人、電子メディア工学科 11 人、電子情報工学科 11 人、物質工学科 11 人、環境都市工学科 9 人)である。助手はいない。非常勤講師は 26 人である(資料 3-1-②-1～5)。物質工学科に非常勤講師が多いのはオムニバス形式の授業への対応のためである。教員は、それぞれの専門分野に適合した授業科目を担当している。

高等専門学校設置基準の第 6 条第 3 項では、教員(助手を除く。)のうち、専門科目を担当する専任者の数は、5 学科を置くときには、36 名を下ってはならないこととなっており、本校においては専門科目担当の専任の教員 53 人全員が助教以上であり、設置基準を満たしている。また、高等専

門学校設置基準の第8条では、専門科目を担当する専任の教授及び准教授の数は、一般科目を担当する専任教員数と専門科目を担当する専任教員数との合計数の2分の1を下ってはならないこととなっており、この基準によれば本校における専門科目を担当する専任の教授及び准教授の総計最低数は29人となることから、実際数は40人であることから、設置基準を満たしている。

準学士課程の卒業時に身に付けるべき学力や資質である「D. 技術的課題を分析し、解決するためのシステムをデザインする基礎能力を身に付ける。」に対して、深い専門知識を教授するにふさわしい教員として、博士の学位を取得した教員を中心に配置している。各学科における教員の担当科目は、各教員の専門分野と合致している。

(分析結果とその根拠理由)

教員の構成については、高等専門学校設置基準を満たしつつ、各教員の専門分野を考慮し、バランスよく配置している。

以上のことから、教育の目的を達成するために必要な各学科の専門科目担当教員を適切に配置している。

観点3-1-③： 専攻科を設置している場合には、教育の目的を達成するために必要な専攻科の授業科目担当教員が適切に配置されているか。

(観点に係る状況)

本校では、生産システム工学専攻、環境工学専攻の2専攻を設置している。専攻科の一般科目では、より深い一般基礎知識を教授するために、修士又は博士の学位を取得している教員を、それぞれの専門分野に適合した各授業科目へと適切に配置している。その際、倫理や教養を身につけるために、人文社会系科目まで含めた幅広い科目を提供できるように教員を配置している(資料3-1-③-1～2)。

専攻科課程の学習目標を達成するため、在外研究経験のある教員を英語科目担当として配置している。専攻科の専門科目においても担当授業科目と教員の専門分野と適合させて適切に配置し、同学習目標を達成するため、学位授与機構による7年ごとの資格審査において、適と認定された専任教員に限定している。

教員の専門分野と専攻科授業科目は合致しており、必要な専攻科の授業科目を適切に配置している。なお、特殊な例外を除き、専攻科の科目担当は、専任教員に限定している。また、特別研究を指導するため、博士の学位と十分な研究実績を持つ教員を特別研究指導員として配置している(資料3-1-③-3～4)。

融合領域についての教育、研究を行うために、各専攻内におけるすべての科目は共通科目となっている。学生は各専攻内において、出身学科にこだわらず幅広い分野から履修科目を選択することができる。また、特別研究題目もそれと同様な運用を行っており、例えば機械工学科出身の学生が電子情報工学の特別研究を行うなどといった横断的な履修が可能となっている。

(分析結果とその根拠理由)

専攻科の講義及び特別研究担当者は、資格審査において適合した教員のみが担当している。また、特別研究を行うための教員も十分に配置されており、特別研究も適切に行われている。より高度な専門各分野の知識及びそれらの融合領域について学ぶための科目の担当教員も適切に配置されてい

る。

以上のことから、教育の目的を達成するために必要な専攻科の授業科目担当教員が適切に配置されている。

観点 3-1-④： 学校の目的に応じて、教員組織の活動をより活発化するための適切な措置が講じられているか。

（観点に係る状況）

教員年齢構成表によれば、40歳代、50歳代の順に多く、20歳代は極めて少ない。若手の人数が少い理由には、採用にあたり博士号の取得を前提としていることが挙げられる。また、民間企業や大学等の研究者からの採用が40歳代以上であることが多いことも大きな理由である。このように、年齢構成に若干の偏りはあるものの、教育と研究において十分な能力及び経験を有する教員が配置されている（資料 3-1-④-1）。

年齢構成が偏らないようにするため、必要に応じて年齢制限を設けた教員公募を行っている。それとともに、必要に応じて教員の配置換え等を行い、組織の活性化を図っている。また、平成24年度には、女性教員を採用する積極的な取組を行い、平成26年度には9名の女性教員を有するようになった。これは、高等専門学校機構のアクションプランに沿った取組である（資料 3-1-④-2）。また、教員組織の対応性を強化するため、外国籍教員も採用している（資料 3-1-④-3）。そして、社会のニーズにあわせた教員組織とするため民間企業等における実務経験者も積極的に採用しており、平成25年度では全員で19名が在職している。学科間で分布にやや偏りはあるが、各学科の教育目標にあわせた適切な配置となっている（資料 3-1-④-4）。

その他の活発化の方策としては、准教授以下の教員を対象にした教員表彰制度がある。表彰者は各業績に応じて選考されるが、教員の自己評価、相互評価、授業評価、そしてベストティーチャー表彰の各結果も考慮される（資料 3-1-④-5）。自己研鑽のために在外研究を希望する教員に対しては積極的に応募を奨励しており、ほぼ毎年派遣を行っている（資料 3-1-④-6）。また、教員に対して学科横断的な教育的取組の姿勢を高めて活性化することを奨励するため、校長裁量経費による予算配当が行われている（資料 3-1-④-7）。

（分析結果とその根拠理由）

全体的にバランスの取れた教員構成となっている。年齢制限を付けた教員公募、女性教員や外国籍の教員の積極的採用、民間企業等経験者の採用、在外研究員などの研修制度、表彰制度等により教員組織をより一層活性化するための策が講じられている。

以上のことから、教員組織の活動をより活発化するための措置が講じられている。

観点 3-2-①： 全教員の教育活動に対して、学校による定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して教員組織の見直し等、適切な取組がなされているか。

（観点に係る状況）

教員の自己評価及び相互評価が年に一度なされている（資料 3-2-①-1）。また、複数の担当者で行われる実験、演習といった科目を除き、ほとんどすべての科目において学生による授業評価が毎年度行われている。この評価は、講義期間の終了前近くにアンケート用紙を配布して記入を

促す形で行われる。集計結果は校長等を経由の上で担当教員に配布される。各担当教員は、その集計結果を踏まえて次年度の改善目標を提出し、より一層の授業改善に励む仕組みとなっている。この仕組みは、教育研究委員会が責任をもって運営している。なお、平成25年度から、授業改善目標は非常勤講師についても提出を求めることとなった（資料3-2-①-2）。年度途中には、年に2回行われる教員学生連絡会において学生から教科担当教員に関しての要望が提出され、教務主事より授業改善が促される（資料3-2-①-3）。また、3年次以上の学生を投票者としたベストティーチャーの投票が行われ、学科ごとの上位者が公表されている。これにより、学生にとって良い教師像はどのようなものであるかを知る努力がなされている（資料3-2-①-4）。

（分析結果とその根拠理由）

自己評価、相互評価は適切に行われている。学生による授業評価、ベストティーチャーの投票がなされ、授業改善に結び付けられている。

以上のことから、教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施し、また、適切に対応するための体制が整備されている。

観点3-2-②： 教員の採用や昇格等に関する基準や規定が明確に定められ、適切に運用がなされているか。

（観点に係る状況）

常勤教員の採用、昇任にあたっては明確な基準が定められている（資料3-2-②-1）。常勤教員の採用にあたっては、教員選考審査委員会において教育研究方針、学科等の意見、教員の専門分野や教員数等を総合的に勘案して決定している。平成25年度以降の教員採用においては、採用面接にあたっては、教育の経験や指導歴に留意して実施し、それらを、教育指導上の具体的な創意工夫、課題解決プロセスに対する理解、コミュニケーション能力などから評価している（資料3-2-②-2）。

（分析結果とその根拠理由）

常勤教員の採用、昇任にあたっては明確な基準が定められている。

以上のことから、教員の採用、昇任に関する規定が明確に定められ、適切に運用がなされている。

観点3-3-①： 学校における教育活動を展開するに必要な事務職員、技術職員等の教育支援者等が適切に配置されているか。

（観点に係る状況）

教育支援に関わる事務職員には、学生課に課長補佐1名、教務係4名（他に一般教科担当事務補佐員1名、専攻科担当事務補佐員1名、国際連携室事務補佐員1名）、学生支援係4名、学生生活係1名（他に非常勤寮母3名）、学術情報係2名（他に事務補佐員1名）を配置している（資料3-3-①-1）。教務係は、教育課程、授業、成績管理及び学生異動などを担当している。学生支援係は、課外活動、福利厚生、及び学生相談などを担当している。学生生活係は、学生寮の運営管理及び寮生の生活指導などを担当している（資料3-3-①-2）。学術情報係は図書館業務を担当しており、業務内容は、学術情報の提供などの支援業務である。学術情報係のうち、1名は司書資格取得者である。

教育支援にかかわる技術職員は、教育研究支援センターに集中配備されている。構成員は、常勤技術職員13名（他に、嘱託技術職員1名、非常勤技術職員2名）であり、各種業務にあたっている（資料3-3-①-3～4）。教育研究支援センターでは、各学科の要請に応じ、学生の実験、実習の技術支援及び技術指導などの教育支援を行っている。その他、必要に応じて教育教材作成の支援や、情報処理教育センターにおける情報処理教育関連の業務を行っている（資料3-3-①-5）。

（分析結果とその根拠理由）

本校の事務部は、総務課及び学生課の2課で構成されている。学生課は4係で構成されており、それぞれの支援内容に応じて適切に配置されている。また、技術職員については、教育研究支援センターに集中配置されており、各学科又は施設等における教育研究支援に関わる要望に応じて適切に対応できるようになっている。

以上のことから、事務職員及び技術職員の教育支援者は適切に配置されている。

（2）優れた点及び改善を要する点

（優れた点）

教育目的を達成するために、専門分野・研究分野と担当授業科目が合致した教員を配置している。また、年齢構成、女性教員や外国籍教員を考えたバランスの取れた教員構成となっている。自己評価、相互評価、ベストティーチャー投票、及び教員表彰等の評価制度がある。教育体制をめぐる支援者の業務については、センター化などを通して効率的な運用が行われており、業務配置を適切にするための継続的努力がなされている。

（改善を要する点）

該当なし。

（3）基準3の自己評価の概要

一般教科、専門学科ともに各教員の専門領域と担当科目が一致しており、各専門学科の教育目標達成に向け有用と考えられる経験を有する教員が適切に配置されている。

専攻科の科目担当は大学評価・学位授与機構の審査基準を満たす専任教員に限定されている。特殊な例外を除き、非常勤講師による科目担当はない。専攻科の教育課程は平成24年度に工学関連分野（融合・複合領域、新領域）においてJABEE中間審査を受けて合格している。

教員の選考は、教員選考規則に従い、公募によって行われている。校長、主事を中心とした選考委員により、書類選考に合格した複数の候補者に対する面接で行われる。年齢、専門分野、教育能力、企業等における経験等が考慮される。教員の昇任は教員昇任規則に基づいて実施されており、個人調査書、面接等の手段によって行われている。

教育活動の活性化のため、教員の在外研究制度が積極的に活用されている。教員の自己評価、相互評価の制度により、一層の教育活動の活性化が図られている。また、授業評価、ベストティーチャーの制度等により、授業改善が図られている。これらの評価に基づいた教員表彰制度が制定されている。

学生課事務職員が適切に配置され、授業、成績等の管理、様々な情報提供等を通じて教育支援にあたっている。技術職員は、教育研究支援センターへ集中配置することにより、各学科の技術面に関す

る教育研究支援活動を必要に応じて担う体制として機能している。

基準 4 学生の受入

(1) 観点ごとの分析

観点 4-1-①： 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針等の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、学校の教職員に周知されているか。また、将来の学生を含め社会に理解されやすい形で公表されているか。

（観点到係る状況）

(1) アドミッション・ポリシーの明確化（資料 4-1-①-1～4）

本校では、準学士課程、4年次編入学及び専攻科課程への入学希望者を対象に、入学生に求める能力・適正等についての考え方を「期待される入学者像」（アドミッション・ポリシー）として定めている。アドミッション・ポリシーは本校の教育理念・教育方針に沿って定められており、学習目標とアドミッション・ポリシーは資料 4-1-①-4 のように対応している。

(2) アドミッション・ポリシーの教職員への周知（資料 4-1-①-5）

学内教職員及び非常勤講師には、「期待される入学者像」が記載された、入学者募集要項を毎年度配布することにより周知している。周知状況に関するアンケート結果を資料 4-1-①-5 に示す。9割近い常勤教員が、「良く知っている」あるいは「ある程度知っている」と回答している。

(3) 将来の学生を含めた社会へのアドミッション・ポリシーの公表（資料 4-1-①-6～8）

将来の学生を含めた社会に対し、本校ウェブサイト「入学案内」の中に「期待される入学者像」としてアドミッション・ポリシーを公表している。準学士課程、4年次編入学、専攻科課程のすべての入学者募集要項には、「期待される入学者像」が記載されている。入学者募集要項を関係各校へ配布することにより、学外関係者への周知を図っている。準学士課程のアドミッション・ポリシーは、幅広い理系人材を受け入れることを意識し、中学生にも分かりやすい表現でこれを述べている。専攻科課程では内容を絞り、「より高度な技術的課題に取り組むことができる基礎能力を身につけたい人」と述べ、準学士課程より高い水準の入学者像を期待している。

(i) 準学士課程入学に関する周知（資料 4-1-①-9）

群馬県内及び埼玉県北部地域、群馬県に近接する栃木県内の中学校へ募集要項を郵送している。また学校見学会、体験授業、入試説明会の中で募集要項を配布し説明するほか、学習塾などにも訪問配布している。

(ii) 編入学に関する周知

群馬県内の工業高校、普通高校に募集要項を郵送している。

(iii) 専攻科入学に関する周知

全国の高専へ学生募集要項を郵送している。また専攻科進学を希望する本学学生には全員に募集要項を配布している。

（分析結果とその根拠理由）

アドミッション・ポリシーが明文化され、本校ウェブページに公表されている。すべての学生募集要項にアドミッション・ポリシーが記載され、将来の学生にも理解しやすいよう、準学士課程、専攻科課程の表現に配慮がなされている。教職員には学生募集要項の配布を通じて周知を図っており、常勤教員の周知の程度は概ね良好であることがアンケート結果からも裏付けされている。

以上のことから、適切な対応がなされている。

観点 4－2－①： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実際の入学者選抜が適切に実施されているか。

（観点に係る状況）

本校では、準学士課程 1 年次、専攻科 1 年次入学者選抜において推薦試験及び学力選抜試験を実施し、準学士課程 4 年次編入学選抜においては学力選抜試験を実施している。

選抜試験では、「学習目標を達成するために必要な学力を有する学生を選抜する。」ことを基本方針としている。選考基準はこの基本方針に沿って定められている。入学合格者は、選考基準に基づき学校長、教務主事、学生主事、寮務主事、専攻科長、各一般教科長、各学科長、事務部長で構成される入学合格者選抜のための会議を経て決定している。

（1）準学士課程入学選抜試験（資料 4－2－①－1）

（a）推薦入学者選抜（資料 4－2－①－2）

推薦入学者選抜では中学校在籍中の成績により受験者の学力を評価する。推薦入学者選抜は一般選抜に先行して実施し、本校が定めた出願資格を満たしている、中学校長推薦のあった者を対象としている。面接では受験者の動機・コミュニケーション力などを評価する。定められた選考基準に基づいて、調査書と面接の評価点から総合得点を算出し、得点の高い順に、学科ごと 15 名の合格者を決定している。なお、受験者が本校の定める「期待される入学者像」から大きく逸脱していると評価される場合には不合格とすることができる。

（b）一般入学者選抜（資料 4－2－①－3）

一般入学者選抜では筆記試験及び中学 3 年次の成績により受験者の学力を評価する。調査書の評価点と筆記試験の得点から定められた選考基準に基づいて算出した総得点の序列リストを作成し、学科ごとに序列上位から合格者を決定してゆく。なお、総得点の算出にあたっては、傾斜配点方式を採用し理数系学力の高い者が合格できるよう配慮がなされている。また、合否判定に際し、学力のより高い受験者を獲得するため第 2 志望学科までを考慮している。

（2）編入学選抜試験（資料 4－2－①－4、5）

高等学校を卒業した者又は出願年度に卒業見込みの者を対象とする。ただし、入学を希望する学科により受験者の出身学科に制限を設けている。筆記試験を実施し、受験者の学力を評価する。試験科目は各学科の専門性を考慮し設定され、定められた選考基準に基づいて合格者を決定する。

（3）専攻科入学選抜試験（資料 4－2－①－6）

専攻科課程の入学者選抜は、推薦選抜（前期）・推薦選抜（後期）及び学力選抜の 3 つの方法で実施している。選抜人数はそれぞれ、推薦選抜（前期）が入学定員の 50% 程度、推薦選抜（後期）が 10% 程度、学力選抜が 40% 程度となっている。なお、面接は志望動機・コミュニケーション力などを客観的に評価できるよう受験者が志望していない専攻に所属する教員が担当している。

（a）前期推薦選抜（資料 4－2－①－7）

5 月中旬に実施し、出願年度に高専を卒業見込みの者で学校長の推薦がある者、又は高専を卒業した企業等の在籍者で所属企業等の長の推薦がある者（社会人特別推薦）を対象としている。本科在籍中の成績に基づいて学力を評価し、定められた選考基準に基づいて合否を判定する。

（b）後期推薦選抜（資料 4－2－①－8）

進学の意志がありながら進学先未定の学生を対象に、10 月初旬に実施している。2 年次から 4 年

次までのクラス内席次の平均が上位 4 位以内（小数を以下切り捨て）である学生を学校長推薦の対象としている。本科在籍中の成績により学力を評価し、定められた選考基準に基づいて可否を判定する。

(c) 学力選抜（資料 4－2－①－9）

受験者の現在の学力を筆記試験で評価し、定められた選考基準に基づいて可否を判定する。試験科目は英語、専門基礎Ⅰ（数学）及び専門基礎Ⅱの 3 科目である。専門基礎Ⅱの出題科目は、生産システム工学専攻では「力学」及び「電磁気学」、環境工学専攻では「化学」又は「構造力学」「環境工学」である。英語は TOEIC 試験の得点を換算し得点としている。

（分析結果とその根拠理由）

本校が掲げる学習目標に到達できる、十分な学力を有する学生の選抜を入学者受入れの基本方針としている。この基本方針に沿って選考基準が設定されており、準学士課程入学選抜試験、編入学選抜試験、専攻科入学選抜試験のすべての試験が選考基準に基づいて実施されている。

以上のことから、アドミッション・ポリシーに則した学生を選抜するための方法が採用され、選考も適切に実施されている。

観点 4－2－②： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

（観点に係る状況）

入学者受入方針に沿った学生の受入れが実際に行われているかどうかを検証するため、入学時に 1 年生実力試験（数学・英語）を実施し、入学者の学力の把握に努めている（資料 4－2－②－1）。次に、毎年度の進級・留年・退学者数を調査している（資料 4－2－②－2）。準学士課程については教務委員会が、専攻科課程については専攻科委員会が担当する。準学士課程の留年・退学者数は全学生数の 7～8％であり、入学者の 90％以上の学生が本学を卒業している。また専攻科課程ではほぼ 90％程度（過去 3 年間）の学生が本専攻科を修了し、その内の 99％以上が学位授与機構の行う学位審査（学士）に合格している（資料 4－2－②－3, 4, 5）。このような実績から、入学者受入方針に沿った学生の受入れが適切に行われていると判断される。

平成 24 年度の調査で、1 年生の留年者数が一時的に増加したことを受け、平成 25 年度以降、教務委員会では、選考基準の一部見直しを念頭に、入学試験結果と入学後の成績の相関について調査と検討を行ってきている（資料 4－2－②－6）。専攻科課程では、より多角的に学生の学力を把握するため、これまで、英語の学力検査に TOEIC 試験を導入し（資料 4－2－②－7）、また環境工学専攻の入試科目の一部見直しを行ってきている（資料 4－2－②－8）。

（分析結果とその根拠理由）

本学では毎年度、当該年度の進級・留年・退学者数を調査し、その実数を継続的に把握している。また、その結果を受けた改善の取組が、教務委員会及び専攻科委員会を中心に実施されている。

以上のことから、入学者受入方針に沿った学生の受入れが実際に行われているかどうかを検証する取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断される。

観点 4-3-①： 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われる等、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

（観点に係る状況）

準学士課程の実入学者数は最近 5 年間の資料 4-2-①-2 のとおり、定員 200 名に対し、205 名となっている。志願者数の変動はあるものの適正な状況にあるといえる。

編入学志願者数は過去 5 年間（22～26 年度入試）の合計で 34 名、実入学者数は 10 名である。編入学では、専門教育、特に実験・実習などの実技科目に支障が出ないように、次年度に予想される各科 4 年の学生数に配慮しながら、学科ごとに募集定員を定めている。資料 4-2-①-5 にあるように例年、各学科若干名の募集としており、実入学者数は適正な範囲にあるといえる。

専攻科課程の入学者数は資料 4-3-①-1 に見られるように定員の 2 倍を超える状況が継続している。こうした実情に配慮し、本学では以下のような対応をとっている。

講義室は受講希望者数に応じ、S-103 講義室（80 名収容）、S-102 視聴覚室（72 名収容）、LL 教室（50 名収容）、S-301 第 2 ゼミナール室（25 名収容）、S-101 講義室（15 名収容）を、また予備としては 3-203 第 1 ゼミナール室（30 名収容）、3-304 卒業研究室（45 名収容）を確保している（資料 4-3-①-2）。過去 5 年間の専攻科選択科目受講者一覧（資料 4-3-①-3）から、最も多い受講者数（座学）は 57 名（平成 23 年度、総合工学）であるが、これまでに支障は出ていない。また演習科目である「英語演習 A」「実用英語 A」については時間割にあるように（資料 4-3-①-2）、例年 25 名前後の 2 クラス編成とし授業を実施している。他の演習科目についても最大 30 名程度のクラス編成で授業を行っている。パソコン室の端末数も最大 59 名分が確保され、大人数授業にも対応可能である。「生産システム工学実験」は 5 班編成（1 班あたり 5 名～7 名）、「環境工学実験」は 3 班編成（1 班あたり 7 名～9 名）とし、各班が数週間ごとにテーマを変えながら、それぞれが異なったテーマで実験を行うようにしている（資料 4-3-①-4）。したがって実施に向けて実験機器不足などの支障はない。また、毎年度、消耗品に限定し校長裁量経費から専攻科実験関連の特別財政支援を行っている（資料 4-3-①-5）。特別研究については生産システム工学専攻が 30 名程度、環境工学が 20 名程度の教員が常に担当可能である。複数の研究テーマを提示する教員も多くいることから、学生の研究テーマの選択の幅は比較的広がっている（資料 4-3-①-6）。以上のことから、教育内容及び施設・設備面で不足をきたすような状況にはないと判断される。

専攻科修了生の 8 割を超える学生が大学院に合格し進学していること（資料 4-3-①-7）、また専攻科修了生の学士取得率が 99%以上であること（資料 4-2-②-5）などから、現状は実入学者数の定員超過が教育の質の低下を招く事態にはないと判断できる。なお、本専攻科の実入学者数が定員を大幅に超えている状況は、本科学生やその保護者の専攻科進学への強い要望に応えようとした結果である。専攻科定員の拡充に向けて継続的に努力しているものの実現までには至っていないのが現状である。

（分析結果とその根拠理由）

準学士課程の実入学者数は、選考基準で定めている、各学科定員 40 名 + 1 名の 205 名であり、適正な状況にある。編入学では 4 年次以降の準学士課程教育に支障がない範囲で各科の現状に照らし募集定員を定めている。過去 5 年間の実入学者数は 10 名であり、適正な範囲にある。専攻科課程の実

入学者数が定員を大幅に上回る状況にあるが、担当教員数、授業に関わる施設・設備の面で支障はない。2クラス編成の授業の実施や実験消耗品への財政支援など定員超過に対する配慮もなされている。入学者のほぼ90%が専攻科を修了し、修了者の99%以上が学位授与機構による学位審査に合格し学士を取得していることなどを考慮するならば、実入学者数が定員を大幅に超える現状についても、これを許容できる範囲にあると判断される。

以上のことから、入学定員と実入学者数との関係の適正化は図られている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

本校が掲げる学習目標を達成できる十分な学力を有する学生を選抜するため様々な工夫がなされている。準学士課程の学力選抜では、受験者が第1志望学科に不合格になった場合でも成績上位者については第2志望学科に合格できるよう、また調査書及び筆記試験の評価では、傾斜配点方式を採用し理数系学力の高い学生が合格できるよう配慮がなされている。専攻科入学者選抜では、推薦基準を高く設定した後期推薦選抜を10月に行うことで、進学先が決まっていない学力優秀な学生が専攻科へ進学できるよう、道を開いている。

(改善を要する点)

該当なし。

(3) 基準4の自己評価の概要

本校では学習目標に沿ってアドミッション・ポリシーを明文化し、これを本校ウェブサイト「入学案内」の中に「期待される入学者像」として公表している。準学士課程のアドミッション・ポリシーは中学生にも分かりやすいよう多様な表現で述べられている。専攻科課程のアドミッション・ポリシーは準学士課程のそれを更に絞り発展させた内容になっている。これらは準学士課程、編入学、専攻科の入学者募集要項のすべてに記載され、入学を希望する学外関係者への周知が図られている。教職員への学内周知についても概ね良好といえる。

「学習目標を達成するために必要な学力を有する学生を選抜する。」という、入学者受入方針が明確に定められており、それに沿った入学者選抜が適切に実施されている。学力のより高い学生を受け入れるべく、準学士課程入学者選抜及び専攻科入学者選抜では様々な工夫がなされている。

入学受入方針に沿った学生の受入れが実際に行われたかどうかを検証するため、毎年度末には進級・留年・退学者数の調査を実施している。調査結果から入学者受入方針に沿った、学力の高い学生の受入れが実際に行われていると判断される。また、調査結果から準学士課程入学選抜試験の選考基準の一部見直しが検討されるなど、改善に向けた試みもなされている。

準学士課程の実入学者数及び編入学の実入学者数は適正な状況にある。専攻科課程の実入学者数は定員を大幅に上回る状況にあるが、担当教員数、授業に関わる施設・設備の面での支障はない。2クラス編成の授業の実施や実験消耗品への財政支援など定員超過に対する種々の配慮もなされている。入学者の90%が専攻科を修了し、修了者の99%以上が学位授与機構による学位審査に合格し学士を取得していることから修了生の質の低下は見られず、実入学者数が定員を大幅に超える現状にあっても、これを許容できる範囲にあると判断される。

基準 5 教育内容及び方法

(1) 観点ごとの分析

<準学士課程>

観点 5-1-①： 教育の目的に照らして、授業科目が学年ごとに適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。また、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿って、教育の目的を達成するために適切なものとなっているか。

(観点に係る状況)

教育課程表が示すように、授業科目は一般科目と専門科目から成り、低学年では一般科目が多くを占め、高学年へ進むにしたがい専門科目が多くなるよう構成されている。それぞれについて必修科目と選択科目がある(資料 5-1-①-1)。科目系統図が示すように、全ての学科の教育課程は授業内容が準学士課程の教育の目的が達成できるよう学年の進行に沿って科目が配置されている。(資料 5-1-①-2)。年間行事計画表に記されているように、本校が1年間に行う授業期間は38週にわたっていて、高等専門学校の設置基準を満たしている(資料 5-1-①-3)。時間割表では、1単位時間45分、2単位時間90分を1コマとする時間割編成となっている(資料 5-1-①-4)。1単位時間を標準の50分とし、これを1コマとして1単位時間ごとに区切って行う授業と比べ、講義開始時の出欠席の点検に要するタイムロスを押さえることができる。また、途中で時間が分断されないため一連の授業内容を効率的に教授できる利点をもっている。以上から標準の1単位時間である50分の場合と比べて実質的に同程度の教育時間を確保できており支障はない。

(分析結果とその根拠理由)

教育の目的が達成できるよう、学年進行にしたがって一般科目・専門科目が適切に配置された教育課程が編成されている。授業期間も35週以上となっており、高等専門学校設置基準を満たしている。2単位時間90分の時間割編成も1単位時間50分とする時間割編成と比べ実質的に同じ程度の教育時間が確保されていると判断できる。

以上のことから、授業科目が学年ごとに適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているといえる。また、授業の内容も全体として教育課程の編成の趣旨に沿って、教育目的を達成するために適切なものとなっている。

観点 5-1-②： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等に配慮しているか。

(観点に係る状況)

入学後に興味・方向性・適性と所属学科の特徴との間のミスマッチに気づいた学生のニーズに応え、転学科規則を設け運用している(資料 5-1-②-1)。生涯学習の場、他の高等教育機関に所属する学生等のニーズに応える場として特別聴講学生(資料 5-1-②-2)、研究生(資料 5-1-②-3)、科目等履修生(資料 5-1-②-4)、聴講生(資料 5-1-②-5)に関する規則を設けている。基準 5-2-③で詳しく触れているように、準学士課程においてもインターンシップが科目として開設されており、単位認定もなされている。

最新の学術の発展の動向を踏まえた配慮として一例をあげると、機械工学科4年次開設の設計製図では3次元プリンタを活用した授業が展開され、電子メディア工学科5年次に開設されるエネルギーシステム、通信工学の中では、太陽光発電やデジタル通信技術に関する事項が積極的に取り上

げられている。電子情報工学科 1 年次の電子情報工学実験実習ではモーションキャプチャーを取り入れた体験実習を実施している。環境都市工学科 4 年次開設の水力エネルギー概論では、水力発電計画・設計に関する最新の動向に関する解説を行っている。また、物質工学科 5 年次に開設されている物質工学総論では企業人講師を招き、企業の先端技術に触れる機会を与えている。

社会から求められる実践的な英語力を養成するため、TOEICに対応した「英語 B」（全学科 4，5 年）（資料 5－1－②－6）を開設し、本校を会場に TOEIC IP テストを受験させている。また機械工学科では 5 年選択科目として「知的財産権概論」を開設し、近年重要度を増している知財に関する知識を学ぶ場を設けている（資料 5－1－②－7）。また、中国の飛躍的な経済発展に伴い、近年国際語としての重要度を増した中国語を、これまでのドイツ語に代えて第 2 外国語として開講することにした（資料 5－1－②－8）。

（分析結果とその根拠理由）

日々進歩する学術発展の動向に合わせた、教育課程編成や授業科目の内容への配慮を行っている。また、転学科規則の運用や第 2 外国語の変更、インターンシップの単位認定などにも取り組み、教育課程の編成や授業科目の内容についても、学生の多様なニーズや学術の発展の動向、社会からの要請等を踏まえた努力・検討を行っている。

以上のことから、学生の多様なニーズや学術の発展の動向、社会からの要請等に適切に配慮されている。

観点 5－2－①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

（観点に係る状況）

授業形態の比率を示したグラフに示すように、授業形態の比率は、講義 55%，演習 14%，実験 21%，その他 10%となっている（資料 5－2－①－1）。講義・演習が「基礎的知識及び理論」，実験・その他が「応用に関する知識，理論及び技術を実践との結びつきを重視しつつ修得させる」という教育目的に沿って、授業形態がバランスよく配分されていることがわかる。視点を変えて全授業科目を、[一般型，少人数制，フィールド型，討論，その他]の授業形態で分類することもできる。学習目標である「倫理・教養の基本」，「幅広い工学の基本的知識」，「専門分野の基本的知識」の習得を一般型に，「システムをデザインする基礎能力」の養成を少人数制及びフィールド型に，また，「コミュニケーション能力」を討論型に対応付けるならば，準学士課程の中に授業形態がバランスよく配分されていることがわかる（資料 5－2－①－2）。各学科では特色のある教育方法が実践されている。実践している科目のリストとシラバスを示す（資料 5－2－①－3）。4 年次に全学科で共通に開講されている「国語演習」においては，非常勤講師を増員配置することで 20 名程度の少人数クラス編成での文章表現の技術指導を行っている（資料 5－2－①－4）。5 学科全てにおいて，それぞれ開講されている情報処理関連の科目では，IT 教育センターや図書館に設置されているパソコン室を利用した実習を有機的に絡めた教育を行っている（資料 5－2－①－5）。

（分析結果とその根拠理由）

授業形態の比率を示したグラフ（資料 5－2－①－1）に示すように，講義，演習，実験，実習な

どの授業形態のバランスは、教育の目的に照らして適切である。各科とも、それぞれ担当する教育内容に応じ、適切かつより効果的な学習指導法を模索しつつ、工夫して教育を行っている。特に、きめ細やかな指導を要する文章表現については、少人数授業が実施されているとともに、情報処理教育については情報機器の活用がなされており、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされている。

以上のことから、教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫が行われている。

観点 5－2－②： 教育課程の編成の趣旨に沿って、シラバスが作成され、事前に行う準備学習、教育方法や内容、達成目標と評価方法の明示等、内容が適切に整備され、活用されているか。

（観点に係る状況）

開設されたすべての科目についてシラバスが作成され、本校ウェブサイトに掲載されており、いつでも学生が見ることができるよう配慮され（資料 5－2－②－1，2），教育方法や内容、達成目標と評価方法の明示する手段として適切に整備されている。なお、事前に行う準備学習については、英語などの授業では「予習」が前提となるのであえて記載していない場合が多く、また、自然科学系科目や専門科目については復習が中心となるので特に記載しない傾向がある。また、担当教員によっては準備学習を「当該科目を受講するにあたって前提となる知識」と解釈し記載する場合もある。

シラバスの活用の実態に関するアンケート結果（資料 5－2－②－3）が示すように、ほぼ85%の教職員が「ある程度活用している」を含めて、「活用している」と回答しているのに対し、学生については、45%から65%が「活用していない」と回答しており、シラバスに対する教職員と学生の意識には大きな差がある。そこには、本科の授業のほとんどが40人規模のクラス単位で実施されており、例えば、次の授業に向けた事前の準備学習の指示などは直接担当教員から全員に伝えることができるという事情がある。また、履修科目のほとんどが必修科目であり、学生自らが科目を選択しなければならないという状況にないということも理由のひとつと考えられる。

（分析結果とその根拠理由）

以上のことから、教育課程の編成の趣旨に沿って、シラバスが作成され、教育方法や内容、達成目標と評価方法の明示等の内容は適切に整備されている。なお、事前に行う準備学習については、科目によって記載されていないものもあるが、これは、それぞれの科目の特性によるところが大きく、現時点においては、そのことによって学生の学習に特に支障は生じていない。

シラバスの活用の実態に関するアンケート結果から、教職員については、十分にシラバスを活用している状況にあると判断される。学生については、学習の手助けになるよう、シラバスの具体的な活用法の紹介やシラバスの記載内容・様式などについて一層の工夫が必要である。

観点 5－2－③： 創造性を育む教育方法の工夫が図られているか。また、インターンシップの活用が図られているか。

（観点に係る状況）

創造性は未知なるものに多く触れることにより誘起され高められると考えられる。そのためには

自己の専門分野にとどまらず、人文科学、自然科学、他の専門分野の幅広い基礎知識に触れ理解することが必要であり、本校の教育課程では一般科目の取得単位数を多くし、また、学科横断的な科目なども設定して幅広い知識に触れる機会を増やす工夫をしている。インターンシップも学生が日常を離れ未知なるものに触れる大変良い機会である。本校では、インターンシップを広義に捉え、学生の派遣先には製造業を中心とする近隣の企業や、県庁・市役所などの公的機関、特許事務所などの他に、大学の研究室、海外での語学研修プログラムへの参加も含まれている。シラバスが示すように、4年生において全学科共通の体制でインターンシップが実施され、創造性を育む教育の一環として活用がなされている(資料5-2-③-1)。インターンシップの実績は、インターンシップ報告などの会議資料に示されている(資料5-2-③-2)。

(分析結果とその根拠理由)

創造性は未知なものに触発され高められると考えられる。そのためには自己の専門分野にとどまらず、人文科学、自然科学、他の専門分野の幅広い基礎知識に触れ理解することが必要である。本校の教育課程では一般科目の取得単位数を多くし、また、学科横断的な科目なども設定して幅広い知識に触れる機会を増やす工夫をしている。インターンシップは学生が日常を離れ未知なるものに触れる大変良い機会と捉え、創造性を育むために活用している。

以上のことから、創造性を育む教育方法の工夫が図られ、また、インターンシップについても、活用が図られている。

観点5-3-①： 教育課程の編成において、一般教育の充実や特別活動の実施等、豊かな人間性の涵養が図られるよう配慮されているか。また、教育の目的に照らして、課外活動等において、豊かな人間性の涵養が図られるよう配慮されているか。

(観点到係る状況)

豊かな人間性を涵養するために以下の配慮をしている。

- ・学習目標A「地球規模での人、社会、環境について倫理・教養の基本を身に付ける」を満たすため人文社会系の一般教育科目を配置している(資料5-3-①-1)。国語、外国語などの人文科学の教科によって、日本や外国の言語文化に習熟させ表現能力を向上させている。また、地理、歴史、政治、経済、倫理などの社会科学の教科によって、国内及び海外の多種多様な人間文化や社会生活の総体を把握させている。加えて保健体育や美術などの実技教科によって、心身を鍛錬し、人間としての理性とともに感性も育成している。
- ・種々の学校行事を実施している(資料5-3-①-2)。芸術鑑賞会では、一流の音楽・演劇落語などに触れ、豊かな人間性の涵養を図っている。
- ・1年から3年において、設置基準(90単位時間以上)を満たすように特別活動を実施している(資料5-3-①-3)。課外活動は12の体育部、10の文化部及び6の同好会があり、それぞれ活発な活動をしている(資料5-3-①-4, 5)。課外活動は年齢の異なる学生同士が、コミュニケーションを取りながら一つの目的に向かって切磋琢磨することを通して、人間性の涵養に役立っている。

(分析結果とその根拠理由)

1年次から5年次にかけて人文社会系科目を適切に配置し、また、種々の学校行事及び設置基準

を満たす特別活動を実施している。部活等の課外活動も適切に実施されている。

以上のことから、豊かな人間性の涵養が図られるよう配慮されている。

観点 5-4-①： 成績評価・単位認定規定や進級・卒業認定規定が組織として策定され、学生に周知されているか。また、これらの規定に従って、成績評価、単位認定、進級認定、卒業認定が適切に実施されているか。

（観点に係る状況）

成績評価・課程修了・卒業認定に関しては、「学業成績評価並びに課程修了及び卒業の認定等に関する内規」を定めている（資料 5-4-①-1）。規定に関しては、「学生便覧」に載せ、それを用いて入学時のガイダンスで学生へ周知を行っているとともに、成績通知書の裏面にも載せて周知を行っている（資料 5-4-①-2, 3）。また、全教員に対して「教員業務の手引き」により周知している。成績認定、再試認定及び卒業認定は教員会議により実施され、全教員による確認を行っている（資料 5-4-①-4）。

試験実施、成績評価が適切に行われたことを保証するため試験問題、答案、模範解答及び成績統括表を保管している（資料 5-4-①-5）。答案返却期間を設けることにより学生が各自で成績評価を確認するとともに意見申立てを可能としている（資料 5-4-①-6）。

（分析結果とその根拠理由）

成績評価・単位認定規定や進級・卒業認定規定が策定されている。規定は「学生便覧」に載せてあり、入学時のガイダンスで学生へ周知されている。また、成績通知書の裏面にも載せて周知を行っている。規定に従って、教員会議における審議を経て成績評価、単位認定、進級認定、卒業認定が適切に実施されている。

以上のことから、成績評価・単位認定規定や進級・卒業認定規定が組織として策定され、学生に周知され、これらの規定に従って、成績評価、単位認定、進級認定、卒業認定が適切に実施されている。

＜専攻科課程＞

観点 5-5-①： 教育の目的に照らして、準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮した教育課程となっているか。

（観点に係る状況）

本校専攻科は、準学士課程の教育の基礎の上に、専門領域及び各領域を複合した領域においてより深く高度な知識、理論及び技術を修得させることを目的に、機械工学科、電子メディア工学科、電子情報工学科を基盤とした生産システム工学専攻と、物質工学科、環境都市工学科の環境工学専攻を設置している（資料 5-5-①-1, 2）。

専攻科課程は科目系統図に示されるように、準学士課程で修得した基礎知識を踏まえつつ、更に高度な専門知識を身に付けることにより、視野の広い科学技術者を育成できるよう連携及び発展を十分に考慮したものとなっている（資料 5-5-①-3）。

（分析結果とその根拠理由）

準学士課程の基礎知識を踏まえつつ、より高度な専門知識を身に付けた実践的で創造的な技術

者を育成できるように、専攻科課程は準学士課程との連携及び発展を十分考慮した教育課程となっている。

観点 5-5-②： 教育の目的に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。また、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿って、教育の目的を達成するために適切なものとなっているか。

(観点に係る状況)

本校専攻科では準学士課程で修得した学力を基礎に、各専門工学において実践的で創造的な技術者を育成するため、各分野の科目の関連性を考慮しながら、学年進行に伴い開設科目を定めている(資料 5-5-②-1)。

科目は主に一般科目(人文系科目)、自然科学系科目(数学物理系科目)、専門工学科目で構成され、専門分野を広い視野で捉えることが出来るように配置されている。また専門工学科目の中には、融合的な技術課題に取り組むことができる基礎能力を修得するための科目群も設置され、専攻科課程が体系的に構成されている(資料 5-5-②-2)。学習・教育目標(A)～(E)を達成するための科目が、各学年にバランスよく配置され体系的に配置されている(資料 5-5-②-3)。

「最も得意とする工学の知識」には、分野ごとの専門工学科目が対応する。その内容は学科で修得した基礎知識を基盤にして、より発展させた内容となっている(資料 5-5-②-4)。機械系出身の学生が電気系の専門工学科目を学べるなど、異なる分野の専門工学科目を学ぶことが可能である。また、両専攻共通の専門共通科目として「技術者倫理」「企業論」が開設されている。これらの学修を通して「異なる分野の工学の知識」の修得が可能である(資料 5-5-②-5, 6)。

さらに、専門知識の融合をめざし「総合工学」が用意されている(資料 5-5-②-7)。創造的な技術者には、広範な基礎知識のバックグラウンドが要求されるため、専攻を問わず選択可能な数学や物理などの自然科学系科目や「応用化学」「エネルギー材料特論」「情報基礎論」「シミュレーション工学」などの専門工学科目が配置されている(資料 5-5-②-8～11)。

必修科目及び選択必修科目の合計(29単位)は修了に必要な単位数(62単位)の約34%であり、開設単位数は修了に必要な単位数を大きく上回っている。学生は自らの専門のみでなく、「異なる分野の工学の知識」の授業を受けることができる(資料 5-5-②-12)。

(分析結果とその根拠理由)

専攻科教育課程は、準学士課程からの継続性を考慮しながら、本校が掲げる5つの学習・教育目標を達成できるよう体系的に構成されている。また、準学士課程の学力を基礎に各専門分野において実践的で創造的な技術者を育成するために必要な科目の位置づけが、学年進行に伴う関連科目の系統図により各専攻において適切になされている。

以上のことから、授業科目は専攻科の教育目的を達成するために適切なものとなっている。

観点 5-5-③： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等に配慮しているか。

(観点に係る状況)

社会からの要請を受け、教育目標(E)のコミュニケーション能力の向上を目指すとともに、企業のグローバル化に対応するためにTOEIC試験の結果を単位として認定している(資料 5-5-③-

1)。また、学生の就業体験は今日の社会の要請となっており、専攻科ではインターンシップを必修科目として位置づけ、単位を認定している（資料5-5-③-1）。上記の理由からインターンシップを重要科目ととらえ、インターンシップ支援室を設け、学校全体として取り組んでいる（資料5-5-③-2）。

学生の多様なニーズへの配慮として、教育目標にある「最も得意とする専門工学の知識と異なる分野の幅広い工学基礎の知識の融合」という観点から、放送大学科目の履修、群馬大学工学部との相互履修協定、eラーニング高等教育連携に関わる遠隔教育、海外インターンシッププログラムの規則を定め10単位（5科目）までの履修を可能としている（資料5-5-③-3, 4）。また、高校からの編入を経由して専攻科へ進学した学生に対し、専攻科での履修の円滑化を図るため補充授業を実施し、学力の認定を行っている（資料5-5-③-5）。

学術の発展の動向への配慮として、「最も得意とする専門工学の知識と異なる分野の幅広い工学基礎の知識の融合」という観点から、カリキュラムの中に両専攻の学生が共通に履修できる専門科目を多く設けている（資料5-5-③-6）。なお、他専攻の授業を履修し、試験に合格した科目についても、専攻科の単位として認めている（資料5-5-③-7）。

（分析結果とその根拠理由）

学生の授業科目に対する多様なニーズに応えるため、他の高等教育機関における単位履修の方法について諸規則が定められ、単位を認定している。社会的要請に応じて英語コミュニケーション能力の向上を図るため、学生のTOEIC受験を推進しその結果を単位として認定し、また、インターンシップを必修科目として位置づけ、単位を認定している。学術発展の動向への配慮として、両専攻の学生が履修可能な多くの専門工学科目を用意し、科目選択の幅を広くしている。また、補充授業により、専攻科における学習が円滑に進められるよう学生に配慮している。

以上のことから、学生の多様なニーズや、社会からの要請、学術の発展動向に配慮した教育課程となっている。

観点5-6-①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

（観点に係る状況）

本校の専攻科において開講されている全授業科目の授業形態の配分を見ると、[講義・演習・実験・その他]の分類へ全科目が偏ることなく、バランスよく配分されている（資料5-6-①-1）。講義・演習が「各専門領域及び各領域を複合した領域においてこれらに係るより深く高度な知識、理論」、実験・その他が「技術を実践との結びつきを重視しつつ修得させる」という教育目的に沿って授業形態がバランスよく配分されていることがわかる。本校の専攻科において開講されている全授業科目を、[少人数制、フィールド型、討論、その他]の授業形態で分類すると、学習目標である「倫理・教養の基本」、「幅広い工学の基本的知識」、「専門分野の基本的知識」の習得を一般型に、「システムをデザインする基礎能力」の養成を少人数制及びフィールド型に、また、「コミュニケーション能力」を討論型に対応付けるならば、一部の型へ偏ることなく、バランスよく配分されていることがわかる（資料5-6-①-2）。

専攻科の各授業科目では担当教員ごとに学習指導法の工夫がなされている。例として、「異なる

分野の工学の知識」の習得を目標とする「総合工学」（平成 25 年度後期，専攻科 2 年）の場合，共通テーマ（平成 25 年度は「安全」）について，機械，電気・電子，情報，化学・生物，土木の各分野からの講義を聞かせるとともに，企業人講師の話や工場見学等を行い，企業現場の実態に触れさせながら，横断的視点から学生に考えさせる工夫をしている（資料 5－6－①－3）。また，Fundamental Mechanics（平成 25 年度後期，専攻科 1 年）の場合，理系英語に慣れるため，大学初年級の力学の授業を英語で行っている。授業では英語による質疑応答を原則として，英語によるコミュニケーション能力の向上を図っている（資料 5－6－①－4）。

（分析結果とその根拠理由）

本校の教育目的を実現するために，2 年間を通してバランスのよいカリキュラムが編成されている。実験・演習科目の割合も全科目の 45%あり，高度な実践力を養成するために望ましい形になっている。専攻科の各授業科目では担当教員ごとに学習指導法の工夫がなされている。

以上のことから，本校の専攻科課程では，教育の目的に照らして，授業形態のバランスは適切であり，それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされている。

観点 5－6－②： 教育課程の編成の趣旨に沿って，シラバスが作成され，事前に行う準備学習，教育方法や内容，達成目標と評価方法の明示等，内容が適切に整備され，活用されているか。

（観点到に係る状況）

シラバスには，授業目標・教育方針や内容に関する項目のほかに，本校の学習・教育目標(A)～(E)と授業科目との対応が明示されている。また，1 単位時間が 45 時間であることが記載され，シラバスの活用の目的から，達成目標をチェックシート形式で明示している。さらに，学生へのメッセージ欄により事前に行う準備学習について，指示することができる。チェック欄の利用により，教員は学生の理解度に留意して授業を進めることができ，シラバスは学生及び教員双方によって活用される。学修成績評価方法において，定期試験，レポート課題などについて各評価の内訳が％表示で定量的に記載されている（資料 5－6－②－1）。授業の回数を重ねるうちに，当初，設定したシラバスと授業内容にずれが生じることが予期される場合，「修正シラバス」を学生に配布・説明し，了解を得ることが義務付けられている（資料 5－6－②－1）。シラバスは本校ウェブサイトに掲載されており，いつでも学生が見ることができるよう配慮されている（資料 5－6－②－2）。

平成 25 年にシラバスの活用度に関するアンケートを実施した結果，専攻科学生，教員共にシラバスの活用度はかなり高い（資料 5－6－②－3）。毎年度，学生に対して科目ごとにシラバスの活用状況に関するアンケートを実施している。平成 24 年度後期末におけるアンケートの結果によると，「シラバスに沿って授業が行われた」という設問に対する回答で「そう思う」もしくは「少しそう思う」とする回答が過半数となっている（資料 5－6－②－4）。

（分析結果とその根拠理由）

シラバスは教育課程の編成の趣旨に沿って，授業目標・教育方針や内容に関する項目のほかに学生へのメッセージ欄やシラバス活用を考えた授業計画におけるチェック欄を設け，教員・学生とも活用しやすい形で作成されている。また，シラバスは，教員・学生とも高い割合で活用されている。

以上のことから、専攻科のシラバスは教育課程の編成の趣旨に沿って、作成されており、教員に活用されるとともに、学生にも活用されていると評価される。

観点 5-6-③： 創造性を育む教育方法の工夫が図られているか。また、インターンシップの活用が図られているか。

（観点に係る状況）

将来、創造性や実践力を十分に有する技術者となるためには、学校とは異なった環境の下、多様な人々と交わる中で学ぶ体験が重要であるとの認識のもとに、インターンシップを必修科目に位置付け、専攻科 1 年前期に 2 週間実施している（資料 5-6-③-1）。また、インターンシップの参加を支援するために、インターンシップ支援室を設け学校全体として取り組んでいる（資料 5-6-③-2）。インターンシップ受入先（派遣先）は多岐にわたっており、企業ばかりではなく、官公庁や大学、海外の大学への語学留学もある（資料 5-6-③-3）。インターンシップ終了後、報告会を実施しており、インターンシップで経験したことを発表し、それについて質疑・討論を行っている（資料 5-6-③-4）。インターンシップ終了後、学生はインターンシップ報告書の提出が義務付けられている。報告書には、インターンシップを通じて貴重な体験ができたことや学校の授業では得られない知識が得られたことなどが綴られており、参加した学生からは「有意義であった。行って良かった。」という感想が多く見られる（資料 5-6-③-5）。

専攻科の授業科目では創造性を育む教育方法に工夫がなされているものが少なくない。必修科目「技術者倫理」では、班ごとに決めたテーマについて授業前に文献調査を行い、発表要旨を作成させ、授業ではその内容について問題提起を含めプレゼンテーションさせ、全員で討論させている。正解はなく班ごとに異なる結論に達することもあり、多様な価値観を認識することが目的となる。次の授業までに討論内容について議事録を作成し報告させている。技術者倫理を学ぶ中で、学生はチームワーク力を試され、プレゼンテーションの手法、討論方法、報告書の作成法など多くのことを学ぶことができる（資料 5-5-②-5）。また、ある「特別研究」では早い時期から研究成果の学会発表や学術誌への論文投稿を意識した指導が行われている。これにより学生が自分の特別研究に明確な目標を持つことができ、論文としてまとめてゆく作業の中で、オリジナリティや創造性の意味を身をもって認識することができる（資料 5-6-③-6：専攻科学生が共著者の発表論文）。さらに、専攻科 2 年生を対象に必修科目の「総合工学」を開講しているが、ここでは一つのテーマ（平成 25 年度は「安全」）に焦点を当て、機械系、電気・電子系、情報系、化学・生物系、土木系の各分野の企業人による講義を聞かせるとともに、講師の話を通して企業現場の実態にも触れさせながら、横断的視点から問題を学生に考えさせようとしている（資料 5-6-③-7）。

（分析結果とその根拠理由）

インターンシップを必修科目に位置付け、2 週間実施している。インターンシップに対する学生の満足度は高い。専攻科の授業科目では創造性を育む教育方法に工夫がなされているものが少なくない。

以上のことから、インターンシップの活用や創造性を育む教育方法の工夫は十分行われている。

観点 5-7-①： 教育の目的に照らして、教養教育や研究指導が適切に行われているか。

（観点に係る状況）

「学習・教育目標(A)地球規模での人、社会、環境についての倫理・教養を身に付ける。」を達成するために、適切な教養教育科目を配置している。また、それぞれの科目のシラバスから教養教育が適切に実施されている（資料5-7-①-1～7：該当科目シラバス）。

学科ごとに役割分担が決まっていた技術職員組織を発展的に改組し、体験型学習科目に全校的に対応する組織として平成18年度に教育研究支援センターが設置された。同センターは、専攻科における実験、演習、実習の技術支援を行うとともに、特別研究などに欠かせない実験機材や装置などの製作も支援し、専攻科学生の実践的技術のレベル向上や自主性の育成に貢献している。技術職員はすべて同センターに所属し、センターがつくる研究支援計画にも基づいて、実習工場、各センター、学科などへ技術職員を派遣している（資料5-7-①-8）。

特別研究の指導においては、主担当と副担当の複数教員指導体制をとり、両担当とも博士の学位を取得した教員でそれぞれが相補的な役割を担っている（資料5-7-①-9，10）。特別研究のテーマ決定はテーマ説明会を開催し、学生の希望と適性を考慮しながら、専攻科委員会で決定している（資料5-7-①-11，12）。特別研究の指導は、きめ細かく適切に行われている（資料5-7-①-13）。

（分析結果とその根拠理由）

学習・教育目標を達成するために適切な教養科目及び特別研究を配置し、これらはシラバスにより適切に行われている。また、特別研究は複数教員による指導体制が確立されており、高度な専門技術を身に付けるのに相応しい体制が整っている。

以上のことから、教養教育や研究指導は適切に行われている。

観点5-8-①： 成績評価・単位認定規定や修了認定規定が組織として策定され、学生に周知されているか。また、これらの定に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

（観点に係る状況）

成績評価・単位認定・修了認定に関する規定が定められており、全学生に配布される資料（「履修のしおり」など）に掲載され、周知されている（資料5-8-①-1）。追試験・再試験の評価法についても資料（「履修のしおり P.37 第6条」）に規定が定められている（資料5-8-①-1）。定期試験の採点結果について、学生の意見申立ての機会が定められており、全学生に配布される資料（「履修のしおり」など）に掲載され、周知されている（資料5-8-①-2）。

成績評価・単位認定・修了認定等の規定は学生に十分周知されている（資料5-8-①-3）。授業科目の1単位が45時間であることについても、規定（履修のしおり P.37 第3条）に示されている（資料5-8-①-1）。専攻科の学生を対象に平成25年度に実施されたアンケート結果によると、授業科目の1単位が45時間であることは、学生には十分周知されている（資料5-8-①-3）。

授業科目ごとの成績評価は相対評価やかさ上げ等を行うことなく、シラバスに示された成績評価方法に基づいて、厳正に実施されている。なお、そのことを裏付けるため、教員には担当授業科目の成績総活表の提出を義務付けている（資料5-8-①-4）。修了の認定は専攻科履修規則第8条の2で定める委員で構成された専攻科修了認定会議で審議し、その議を経て校長が行っている（資料5-8-①-5）。

(分析結果とその根拠理由)

成績評価や修了認定規定は、専攻科の授業科目の履修等に関する規定に明確に定められており、専攻科入学時に配布される「履修のしおり」により学生に周知されている。単位及び修了の認定は、専攻科履修規則に定められた専攻科修了認定会議で十分審議し、その議を経て校長が行っている。

以上のことから、成績評価・単位認定規定や修了認定規定が組織として策定され、学生に周知されている。また、これらの規定に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

<準学士課程>

5年間を通して学生がより多くの学生と交流し、社会性を養うよう、低学年で混合学級を導入している。英語によるコミュニケーション能力向上のため、TOEICの受験を奨励・援助している。成績不振の1・2年の学生に対して、専攻科生や5年生がチューターとなる「TA補講」や、OB教員による「学習相談」を実施している。PBL型の授業が高学年の実験科目に取り入れられており、創造性の涵養に配慮している。新入生オリエンテーション、研修旅行、社会見学旅行などが、各学年に配置され、企業、研究所などの見学や施設を利用した体験型研修を実施している。学生の国際的な視野を拓げるため、海外語学研修を実施している。芸術鑑賞会が毎年実施され、様々な優れた芸術にふれる機会が設けられている。シラバスは、いつでも閲覧できるよう本校ウェブサイトにより学内外に開示されている。成績評価はシラバスに記載されている基準にそって適正に実施されており、教員会議の議を経て校長により単位の認定が行われている。4年生において全学科共通の体制でインターンシップが実施されており、活用が図られている。

<専攻科課程>

準学士課程からの継続性を考慮した科目編成を行っている。多様な学習環境を保障するため、他の高等教育機関との単位互換制度を導入し単位認定を行っている。英語によるコミュニケーション能力の向上を目指して、TOEICの受験を奨励・援助しその成績に応じて単位を認定している。本科4年次編入を経由して専攻科へ入学した学生に対して、補充授業を実施し必要な学力の認定を行っている。必修科目として期間2週間のインターンシップが行われており、学生の満足度も高い。シラバスは、いつでも閲覧できるよう本校ウェブサイトにより学内外に開示されている。各授業科目の成績評価はシラバスに記載された基準にそって適正に実施されており、専攻科修了認定会議の議を経て校長により単位の認定が行われている。

(改善を要する点)

<準学士課程>

シラバスの活用度に関して、教員と学生の間に大きな差異が生じている。学生については、学習の手助けになるよう、シラバスの具体的活用法の紹介やシラバスの記載内容・様式などについて一層の工夫が必要である。

＜専攻科課程＞

該当なし。

（３）基準５の自己評価の概要

＜準学士課程＞

本校の教育課程は、学校教育法上の目的及び本校の定めた「教育の目的」及び「学習・教育目標」に則している。「学習・教育目標」は(A)から(E)に細分化、具体化した5項目からなり、それを受けて、各学科は「専門分野の視点に立った学習目標」を定めている。教育課程は「異なる分野の幅広い工学基礎知識」と「最も得意とする専門工学の知識」を身に付けるため、各学科共通の一般及び自然科学系科目と学科ごとの専門科目から編成されている。本校の教育目標に沿って、専攻科を含めた7年間の教育体系の中で、5年間の準学士課程の中で目指すべき学習目標を明確にし、それに沿った教育が実施されている。大局的には本校で養成しようとしている技術者像は統一されている。

学年ごとに、一般科目と専門科目のバランス、実技系科目と座学系科目のバランス、学習・教育目標に対応する科目間のバランスが考慮されている。自然科学系科目と専門科目の連携を考えながら、学年が進むにつれて一般科目の単位数が減少し、逆に専門科目が増加するように、各科目が系統的に適切に配置されている。選択科目も取得割合50%を目安に開設し、科目系統図等で示すように学科ごとに体系化されたカリキュラムになっている。また、各学科ともに、実験、実習、演習、製図、卒業研究などの実技系科目が、学年ごとに配置され、講義形式以外に少人数制やフィールド型、対話型も取り入れられ、画一的にならないよう配慮されている。

シラバスは教育課程の編成の趣旨に沿って作成されており、教員に活用されるとともに、十分ではないものの学生にも活用されている。

成績評価・単位認定規定や修了認定規定が組織として策定され、学生に周知されている。また、これらの規定に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されている。

＜専攻科課程＞

専攻科の教育目的は準学士課程の教育の基礎の上に、専門領域及び各領域を複合した領域においてより深く高度な知識、理論及び技術を修得させることであり、カリキュラムは7年間一貫した体系で設計されている。準学士課程で修得した専門分野の基礎知識を踏まえつつ、更に高度な専門知識を身に付けることにより専門分野を広い視野で捉えることのできる技術者が育成されるよう配慮されている。分野の異なる幅広い工学基礎知識の修得のため、両専攻にまたがる多数の専門工学科目を開設している。英語によるコミュニケーション能力の向上をめざして、学生のTOEIC受験を積極的に推進するとともに、TOEIC受験を念頭においた授業科目の開設及びTOEIC試験の得点に応じた単位換算を実施している。最も得意とする専門工学の基礎知識修得のため、準学士課程からより深化した授業内容の科目が開設されている。また、2年間の課程の中に、工学実験、演習科目、インターンシップ、総合工学、特別研究をバランスよく配置することにより、技術的課題を分析し、解決するためのシステムをデザインする総合的な能力の向上を目指している。特別研究の発表を通じてプレゼンテーション能力、コミュニケーション能力の向上に取り組んでいる。学外の高等教育機関との単位互換など、学習環境の充実に努めるとともに、本科4年次編入を経由して入学した学生に対する補充授業など、学生の多様なニーズや社会からの要請に配慮した教育課程となっている。

専攻科の教育課程は、準学士課程からの継続性・一貫性が十分に配慮されたものとなっており、準学士課程と連動した科目系統図として、学習・教育目標ごとに、また、専修分野別にその体系が明示されている。学習・教育目標実現のために、授業形態がバランスよく配分されており、実験・演習科目の割合も全科目の43%と高く、高度な実践的能力を養成するために望ましい形になっている。それぞれの授業科目においては、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされている。

シラバスは教育課程の編成の趣旨に沿って作成されており、教員に活用されるとともに学生にも活用されている。

成績評価・単位認定規定や修了認定規定が組織として策定され、学生に周知されている。また、これらの規定に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されている。

基準 6 教育の成果

(1) 観点ごとの分析

観点 6-1-①： 高等専門学校として、その教育の目的に沿った形で、課程に応じて、学生が卒業（修了）時に身に付ける学力や資質・能力、養成しようとする人材像等について、その達成状況を把握・評価するための適切な取組が行われているか。

（観点に係る状況）

準学士課程では、教育の目的に沿って、学生が卒業時に身に付けるべき学力や資質・能力として、5項目の学習目標・12点の学習目標細目を定めている（資料6-1-①-1）。さらに、教務委員会において、「教育課程の体系」を作成し、それぞれの学習目標に対応させて授業科目を配置している（資料6-1-①-2）。卒業時に身に付けるべき学力や資質・能力の達成状況を把握・評価する方法としては、学習目標ごとの達成要件を、「教育課程の体系」の「科目の流れ図」で確認している（資料6-1-①-3）。卒業認定は、教員会議により実施され（資料6-1-①-4）、全教員による確認を行っている（資料6-1-①-5）。

専攻科課程では、教育の目的に沿って、学生が修了時に身に付けるべき学力や資質・能力として、5項目の学習目標・13点の学習目標細目を定めており（資料6-1-①-6）、それぞれの学習目標に対応させて授業科目を配置し、「学習・教育目標達成度自己評価表」を作成している（資料6-1-①-7）。修了時に身に付けるべき学力や資質・能力の達成状況を把握する方法としては、専攻科委員会において、学習目標ごとに達成要件を定め、「学習・教育目標の総合評価基準」（資料6-1-①-8）を作成している。この総合評価基準により、達成要件が満たされていることを専攻科委員会で確認した上で、修了認定会議において（資料6-1-①-9）、修了認定を行っている（資料6-1-①-10）。その際に、専攻科課程における学習目標対応科目の単位修得状況も確認される。

（分析結果とその根拠理由）

本校では、教育の目的に沿って学習目標を定め、それに基づいて、学習目標ごとに達成要件（準学士課程の卒業要件及び専攻科課程の修了要件）を設定し、達成状況を確認した上で、卒業（修了）認定会議において卒業（修了）認定を行っている。

以上のことから、教育の目的に沿った形で、課程に応じて、学生が卒業（修了）時に身に付けるべき学力や資質・能力、養成すべき人材像等について、その達成状況を把握・評価するための適切な取組が行われている。

観点 6-1-②： 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、学校としてその達成状況を評価した結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

（観点に係る状況）

準学士課程・専攻科課程ともに、教育の目的に沿った学習目標及びそれに対応する達成要件を定め、卒業・修了認定を行うことで、本校が定める学力や資質・能力を卒業・修了時に身に付けた学生を育成している。準学士課程では、達成要件に定める科目ごとの単位修得状況は、必修科目の比率が高いため、ほぼ100%である。専攻科課程では、修得単位割合（修得最小単位数に対する修得単位数の割合）は、すべて100%を超えており、修了に必要な単位数以上の単位が修得されていることが確認できる（資料6-1-②-1）。

過去3年間の準学士課程（本科）並びに専攻科の各学年別の在籍，休学，退学，原級留置者数，及び進級率，卒業（修了）率を検証すると，退学，原級留置者は出ているものの，進級率，卒業（修了）率は平均90%以上である（別資料6-1-②-2）。

外国語（英語）能力の育成に関しては，授業に加え，外部資格取得による単位の認定を行い，また，平成17年度からは，TOEIC IP試験を実施している。準学士課程では実用英語技能検定，専攻科課程ではTOEICテストによる単位の認定を行っており，特にTOEICでは，多くの学生が単位を認定されている（資料6-1-②-3）。また，準学士課程3年，4年，専攻科課程1年の学生を対象にTOEIC IP試験を行っており，平均点は，学年が上がるに従って上昇している（資料6-1-②-4）。

（分析結果とその根拠理由）

本校では，準学士課程・専攻科課程ともに，学生が卒業（修了）時に身に付けるべき学力や資質・能力について，その達成状況を評価する方法として，学習目標ごとに達成要件を明確に定めており，達成要件に配置された科目ごとの単位修得率は高い。単位修得を経た進級率，卒業（修了）率も高い。また，外国語（英語）能力についても，学習目標に対する一定の達成状況が確認できる。

以上のことから，学生が各学年や卒業（修了）時に身に付けるべき学力や資質・能力について，教育の成果や効果が上がっている。

観点6-1-③： 教育の目的において意図している養成しようとする人材像等について，就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果から判断して，教育の成果や効果が上がっているか。

（観点に係る状況）

準学士課程卒業生の就職率（就職者／就職希望者）及び進学率（進学者／進学希望者）はともに極めて高い（資料6-1-③-1）。全卒業生に対する就職者の割合は6%～19%，進学者の割合は79%～89%である。「その他」は主に専門学校への進学で，割合は極めて低い。進路未決定者の割合は3%程度と低い。進学者の割合が高いが，就職希望者に対する求人倍率も高い（資料6-1-③-2）。

就職先は機械，電気・電子，情報，化学・食品，建設・鉄道の分野，官公庁等で，ほとんどが各学科の専門分野に関連したものとなっている（資料6-1-③-3）。進学先は，本校専攻科，大学の工学部・理学部・農学部等で，ほとんどが各学科の専門分野に関連したものとなっている（資料6-1-③-4）。

専攻科課程修了生の就職率（就職者／就職希望者）及び進学率（進学者／進学希望者）はともに極めて高い（資料6-1-③-5）。全修了生に対する就職者の割合は5%～20%，進学者の割合は74%～93%である。「その他」は主に本校研究生で，割合は低い。進路未決定者の割合は極めて低い。進学者の割合が高いが，就職希望者に対する求人倍率も高い（資料6-1-③-6）。

就職先は機械，電気・電子，情報，化学，建設・鉄道の分野，官公庁等で，ほとんどが各専攻の専門分野に関連したものとなっている（資料6-1-③-7）。進学先は，大学院の工学研究科等で，ほとんどが各専攻の専門分野に関連したものとなっている（資料6-1-③-8）。

（分析結果とその根拠理由）

準学士課程及び専攻科課程ともに，卒業生・修了生の就職率・進学率は極めて高い。また，就職先

や進学先については、ほとんどが各学科・各専攻の専門分野に関連したものとなっている。

以上のことから、教育の目的において意図している人材は養成されており、教育の成果や効果は十分に上がっている。

観点 6－1－④： 学生が行う学習達成度評価等，学生からの意見聴取の結果から判断して，教育の成果や効果が上がっているか。

（観点に係る状況）

学習達成度を学生が自己評価するための取組として、平成25年度から「学習達成度記録簿」を導入している。卒業（修了）生は年度末に、それ以外の学生は当該年度の次年度初頭に、学習目標の各項目に対する達成度を5段階で自己評価し、「学習達成度記録簿」に記入している（資料6－1－④－1，2）。この資料は、教務委員会及び専攻科委員会において検討され、教育の成果や効果が確認・検証されている。

準学士課程5年次に行った分析結果によると、全学科において、本校の学習目標の各項目に対する評価は平均3点以上であり、2点以下の回答は少なく、学科と項目によっては全くない（資料6－1－④－3）。専攻科課程2年次に行った分析結果においては、学習目標の各項目に対する評価は平均4点以上となっており、2点以下の回答は少ない（資料6－1－④－4）。

（分析結果とその根拠理由）

学生が行う「学習達成度記録簿」に記載された達成状況を確認した結果、本校の学習目標に定められた各項目の達成度は、準学士課程5年次では全体平均で3点以上、専攻科課程2年次では全体平均で4点以上の評価が得られている。

以上のことから、学生が卒業（修了）時に身に付けるべき学力や資質・能力について、本校の意図する教育の成果や効果は上がっている。

観点 6－1－⑤： 卒業（修了）生や進路先等の関係者から，卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力や，卒業（修了）後の成果等に関する意見を聴取する等の取組を実施しているか。また，その結果から判断して，教育の成果や効果が上がっているか。

（観点に係る状況）

卒業生に対しては、教育研究委員会により、アンケート形式の意見聴取が、卒業後2年を経過した卒業生を対象として毎年実施され、5年ごとに「群馬工業高等専門学校実態調査報告書」としてまとめられている。それに加えて、平成25年度には、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力や、卒業（修了）後の成果に関する調査を行うため、「群馬高専の教育に関するアンケート」を11月に実施することで、卒業（修了）生や進路先（大学と企業）の関係者から意見聴取を行った。

「群馬工業高等専門学校実態調査報告書」では、高専での教育が卒業後の生活でどのくらい役に立っているか、という問いに対して、人文・社会系科目についてはやや低い評価となっているが、理数系科目と専門科目については高い評価となっている（資料6－1－⑤－1）。

「群馬高専の教育に関するアンケート」では、本校の学習目標を身に付けたかどうか、という問いに対して、卒業生のアンケート結果（資料6－1－⑤－2）、修了生のアンケート結果（資料6－1－⑤－3）、卒業生の進路先担当者のアンケート結果（資料6－1－⑤－4）、修了生の進路先担当

者のアンケート結果（資料6-1-⑤-5）のいずれにおいても、各項目で高い評価となっている。また、卒業後の成果についても、卒業生（資料6-1-⑤-6）、修了生（資料6-1-⑤-7）、卒業生の進路先担当者（資料6-1-⑤-8）、修了生の進路先担当者（資料6-1-⑤-9）から、工学知識や実践的技術力、コミュニケーション能力などの拡充を確認することができる。

（分析結果とその根拠理由）

卒業生に対しては、意見聴取が定期的に実施されている。その結果は、多くの卒業生が、本校で身に付けた学力を卒業後の生活に役立てていることを示している。それに加えて、平成25年度には、「群馬高専の教育に関するアンケート」を実施することで、卒業（修了）生や進路先の関係者から、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力や、卒業（修了）後の成果に関して、意見聴取を行った。その結果は、多くの卒業（修了）生が、本校の学習目標に定められた項目を身に付けていることを示している。

以上のことから、本校では、卒業（修了）生や進路先の関係者から、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力や、卒業（修了）後の成果等に関する意見を聴取する取組は行われており、その結果から判断して、教育の成果や効果は上がっている。

（2）優れた点及び改善を要する点

（優れた点）

本校では、準学士課程・専攻科課程ともに、教育の目的に沿った形で、学生が卒業（修了）時に身に付けるべき学力や資質・能力、養成すべき人材像等について、その達成状況を把握・評価するための適切な取組が行われている。達成要件に配置された科目ごとの単位修得率は高く、単位修得を経た進級率、卒業（修了）率も高い。卒業生・修了生に占める進学者の割合は80%程度と高く、進学希望者のほぼ全員が進学できている。また、求人倍率も高く、就職希望者のほぼ全員が就職できている。

学生が学習達成度を自己評価するための評価システムを導入し、「学習達成度記録簿」を作成することで、教育の成果や効果を検証している。平成25年度卒業（修了）生のデータの検証の結果、教育の成果や効果が上がっていることが確認できる。また、平成25年度以前の卒業（修了）生やその進路先の関係者に対しては、「群馬高専の教育に関するアンケート」を実施することで、教育の成果や効果を検証している。こちらも、データの検証の結果、教育の成果や効果が上がっていることが確認できる。

（改善を要する点）

該当なし。

（3）基準6の自己評価の概要

本校では、準学士課程・専攻科課程においてそれぞれ、教育の目的に沿って学習目標を定め、それに対応させて授業科目を配置し、学習目標ごとに達成要件を設定し、達成状況を確認した上で、卒業（修了）認定会議において卒業（修了）認定を行っている。以上のことから、学生が卒業（修了）時に身に付けるべき学力や資質・能力、養成すべき人材像等について、その達成状況を把握・評価するための適切な取組が行われている。

準学士課程・専攻科課程ともに、達成要件に配置された科目ごとの単位修得率は高く、進級率、卒

業（修了）率も高い。また、外国語（英語）能力については、外部資格取得等による単位認定も行われている。以上のことから、学生が各学年や卒業（修了）時に身に付けるべき学力や資質・能力について、教育の成果や効果は上がっている。

準学士課程・専攻科課程ともに、卒業（修了）生の就職率・進学率は極めて高い。就職先や進学先については、ほとんどが各学科・各専攻の専門分野に関連したものである。以上のことから、教育の目的において意図している人材は養成されており、教育の成果や効果は上がっている。

学生が行う学習達成度に対する自己評価としては、「学習達成度記録簿」を導入している。平成25年度の卒業（修了）生の場合、学習目標の各項目の達成度（5段階評価）は、準学士課程では全体平均で3点以上、専攻科課程では全体平均で4点以上の評価となっている。以上のことから、教育の成果や効果は上がっている。

卒業生に対しては、アンケート形式の意見聴取が定期的に行われている。それに加えて、平成25年度には、「群馬高専の教育に関するアンケート」を実施することで、卒業（修了）生や進路先の関係者から、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力や、卒業（修了）後の成果に関して、意見聴取を行った。その結果は、多くの卒業（修了）生が、本校の学習目標に定められた項目を身に付けていることを示している。以上のことから、教育の成果や効果は上がっている。

基準7 学生支援等

(1) 観点ごとの分析

観点7-1-①： 学習を進める上でのガイダンスが整備され、適切に実施されているか。また、学生の自主的学習を進める上での相談・助言を行う体制が整備され、機能しているか。

(観点に係る状況)

準学士課程では、1年生に新入生ガイダンス(資料7-1-①-1)を、4年生に進路説明会(資料7-1-①-2, 3)を実施している。専攻科では、入学予定者オリエンテーション(資料7-1-①-4)や、年度当初にガイダンス(7-1-①-5)を実施しているほか各種の説明会等(資料7-1-①-6~11)を実施している。

準学士課程ではクラス担任が、専攻科では副専攻科長や専攻科長が、学生の学習上の相談及び助言を行っている。

全教員がオフィスアワーを設定し公開している(資料7-1-①-12)。学生相談室(資料7-1-①-13)は学習相談も受け付けている。平成24年度に学生相談室が対応した、学業関連の相談は8件、進路関係の相談は6件であった(資料7-1-①-14)。低学年に対する学習支援として、専攻科生又は5年生が指導する「TA補講」があり(資料7-1-①-15, 16)、前期と後期それぞれ数回実施している。例年各クラスから10名程度の申込みがある(資料7-1-①-17)。また、特命教授による学習相談や講話など、総合的な学習支援を行っている(資料7-1-①-18~20)。これらの学習支援に対する学生の評価を資料7-1-①-21~25に示す。

(分析結果とその根拠理由)

学生対象にさまざまなガイダンスを実施している。また、多面的な相談・助言体制を構築している。大半の学生は学習支援体制に「ある程度整備されている」と評価し、学習支援体制全般にも満足している。

以上のことから、学習を進める上でのガイダンスは整備され適切に実施されている。また、学生の自主的学習を進める上での相談・助言を行う体制も整備され機能している。

観点7-1-②： 自主的学習環境及び厚生施設、コミュニケーションスペース等のキャンパス生活環境等が整備され、効果的に利用されているか。

(観点に係る状況)

自主学習環境として、図書館、IT教育研究センター演習室(第1, 第2)がある。図書館では夜間や休日も開室しており(資料7-1-②-1)、ホールや学習室等がある(資料7-1-②-2)。IT教育研究センター演習室(第1, 第2)も開放しており、第2演習室は平日21時まで利用可能である(資料7-1-②-3)。学生へのアンケートより、これらの利用実績や満足度を資料7-1-②-4~10に示す。

厚生施設や学生同士の交流の場として、群嶺会館(食堂、売店などを備える。)や学生ホールがある。このほか校内各所に自動販売機を設置している。学生へのアンケートより資料7-1-②-11に食堂や売店の利用頻度、資料7-1-②-12に自動販売機の利用頻度を示す。校内には合宿研修施設もありクラブ活動等で利用されている。

（分析結果とその根拠理由）

自主学習環境として、図書館とIT教育研究センター演習室がある。また、厚生施設や交流の場も利用されている。これらに対する満足度はいずれも「ある程度満足している」の回答が過半数を占めている。ITセンターの利用頻度は、低学年では低いものの高学年ほど使用頻度が高い。

以上より、なお改善の余地はあるものの、自主学習環境及びキャンパス生活環境は効果的に利用されている。

観点 7-1-③： 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。また、資格試験や検定試験の受講、外国留学のための支援体制が整備され、機能しているか。

（観点到係る状況）

1～5年生を対象に実態調査を行い（資料 7-1-③-1～3）、学習支援に関する学生のニーズ把握に努め結果を全教員に周知している。例えば、1年生の実態調査では、「勉強が難しい」、「留年が不安」などといった声が多く聞かれ、平成25年度から年度当初に1年生を対象に学習支援教員による勉強法のHR講話を実施している。5年生は取得した資格等についても調査している（既出資料 7-1-③-3 の 9.(c) (Q17) その他の免許・資格について）。また、学生教員連絡会（資料 7-1-③-4）において、学生会からアンケート結果を学校に伝えており（資料 7-1-③-5）、必要に応じて教務主事が該当する教員に伝えている（資料 7-1-③-6）。

3年生と専攻科1年生などを対象にTOEIC IP試験を年2回実施し、費用は学校が負担している（資料 7-1-③-7）。実用英語検定と工業英語検定の合格者は申請により単位が認定され、毎年若干名が単位を認定されている（資料 7-1-③-8, 9）。

国際連携室（資料 7-1-③-10）が海外大学との交流事業を推進している。中国の上海工程技术大学と教育学術連携協定を結び相互交流がある（資料 7-1-③-11～13）。また、上海市业余科技学院とも交流連携協定を締結している（資料 7-1-③-14）。海外英語研修として英語圏の大学に学生を約1か月派遣している（資料 7-1-③-15, 16）。費用の一部は後援会から補助されている（既出資料 7-1-③-15）。平成24年度は31名、25年度は26名が参加した。帰国後は英語による報告会を実施している（7-1-③-17）。本制度に対する学生の評価は非常に高い（既出資料 7-1-③-16）。

国際シンポジウム等にも学生を派遣しており（資料 7-1-③-18～21）、費用の一部は高専機構から補助されている。

（分析結果とその根拠理由）

以上のことから、学習支援に関する学生のニーズは適切に把握されている。また、資格試験や検定試験の受講体制、海外大学等への派遣体制、さらに、これらへの支援体制は整備され、機能している。

観点 7-1-④： 特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援体制が整備されているか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

（観点到係る状況）

留学生の指導に関しては、外国人留学生規則（資料 7-1-④-1）に基づき、留学生委員会を設けている（資料 7-1-④-2）。また、留学生ガイダンス（資料 7-1-④-3）を実施して

いる。留学生指導教員及び留学生相談員（チューター）により学習指導、相談・助言を行っている（資料 7-1-④-4）。カリキュラムの上で、3 年次の人文系の科目の代わりに留学生特設科目を、また学習支援科目を設定している（資料 7-1-④-5, 6）

編入学生に関しては、事前にオリエンテーションを実施している（資料 7-1-④-7）。

障害のある学生に対する支援については、校内のバリアフリー化を進めている。これらによる対応が不十分な場合は、職員による教室移動の補助も行っている。

発達障害があり、支援を要する学生に対しては、1 年や 2 年のクラス分けの際に、クラス担任、教務担当者を中心に対策が練られ、関係する教員に周知されている。その際、保護者の希望にも留意している。

（分析結果とその根拠理由）

留学生に対しては指導教員・相談員（チューター）による支援体制が組み立てられ、特別カリキュラムが実施されている。また、編入学生に対しては事前のガイダンスが実施され、障害者に対しては特別の配慮がなされている。

以上のことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への学習支援体制は整備されている。

観点 7-1-⑤： 学生の部活動、サークル活動、自治会活動等の課外活動に対する支援体制が整備され、適切な責任体制の下に機能しているか。

（観点に係る状況）

学生の課外活動は、学生会の各クラブを通じて行われている（資料 7-1-⑤-1）。クラブや委員会には、2 名以上の顧問教員が指導等を分担している（資料 7-1-⑤-2）。各クラブの課外活動に配分する経費は学生会の予算会議において決定している（資料 7-1-⑤-3）。また、選手等の派遣に関する経費も規約に従って支援されている（資料 7-1-⑤-4）。クラブ・顧問・部長会議を開催して、活動上の注意や経費の使用方法などを連絡し徹底を図っている（資料 7-1-⑤-5）。学外者に指導を依頼する制度があり、一部のクラブでは指導を依頼している（資料 7-1-⑤-6）。運動系クラブでは高専大会、高体連・高野連主催の大会や市民大会などに参加し、文化系クラブでは関東信越地区文化発表会などに参加している（資料 7-1-⑤-7）。なお、課外活動の場として、資料 7-1-⑤-8 に示す施設が整備されている。外傷や事故への対応は顧問が保健室と連携しながら実施している。

（分析結果とその根拠理由）

学生の課外活動は学生会規約に基づき、学生主事を中心とした全教員による指導体制ができている。さらに、外部コーチによる指導のための規定も定められている。また、活動資金は確保されており、派遣に関する経費支援も実施されている。活動に必要な設備も整備されている。

以上のことから、課外活動に対する支援体制は整備され、機能している。

観点 7-2-①： 学生の生活や経済面に係わる指導・相談・助言を行う体制が整備され、機能しているか。

（観点に係る状況）

学生の健康の保持管理のために保健室が設置されている（資料7-2-①-1）。学校健康安全法に基づき、毎年4月に全学生を対象として定期健康診断を実施している（資料7-2-①-1）。

学生相談室も設置され、相談員やカウンセラーが相談に応じており、電話や電子メールでも予約できるなど利用しやすい環境になっている（資料7-2-①-2）。また、学生相談室を気軽に利用できるように、1年生のHR訪問の際に、学生相談室の部屋内部の見学やカウンセラーによる思春期の悩みについての講話を実施している（資料7-2-①-3）。専攻科も含めた学生や寮生を対象に様々なメンタル調査を実施している（資料7-2-①-4～7）。

経済面に関わる支援体制としては、授業料及び寄宿料の免除制度があり、選考基準に則り対象者を決定している（資料7-2-①-8, 9）。また、育英制度がある（資料7-2-①-10）。

（分析結果とその根拠理由）

健康面については保健室が対応している。メンタルな相談については学生相談室が対応している。経済面については授業料及び寄宿料の免除制度が整備されており適切に運用されている。

以上のことから、生活面と経済面ともに支援体制は整備され、機能している。

観点7-2-②： 特別な支援が必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

（観点に係る状況）

留学生に対する必要事項に関する審議は「留学生委員会」が行う。具体的な指導は校長が委嘱した「留学生指導教員」が行い、留学生相談員（チューター）が勉学及び生活面のサポートを行っている（資料7-2-②-1）。「新留学生歓迎会」と「留学生懇談会」を開催し、留学生同士の親睦、及び留学生と教職員・学生の相互理解を図っている（資料7-2-②-2）。「留学生旅行」などを実施することで、留学生同士の懇親や日本に対する理解を深めている（資料7-2-②-3, 4）。男女の学生寮にはそれぞれ、留学生用シャワー室及び調理室が整備してあり（資料7-2-②-5）、生活習慣や宗教へ配慮している。

身体に障害を持つ学生に対する支援については、車椅子用スロープやエレベーター、身体障害者用トイレを配置している。また、学生寮（南寮）には、身体障害者用の居室、バス・トイレが整備してある（資料7-2-②-6）。

（分析結果とその根拠理由）

留学生に対し、留学生委員会、指導教員、相談員（チューター）による支援の体制が整えられている。また、日本に対する理解を深める旅行等も実施されている。障害のある学生に対しても、施設のバリアフリー化が実施されている。

以上のことから、留学生及び障害のある学生に対して生活面での支援が適切に行われている。

観点7-2-③： 学生寮が整備されている場合には、学生の生活及び勉学の場として有効に機能しているか。

（観点に係る状況）

学生寮の施設構成を資料7-2-③-1に、寮費等は資料7-2-③-2に、入寮状況は資料7-2-③-3に示す。寮では、寮務主事・寮務主事補・寮務委員会・学生生活係長・舎監・寮母を

中心に指導を行っている（資料 7-2-③-4）。寮務主事指導の下、寮生による寮生会を組織し学生寮の運営改善を図っている（資料 7-2-③-5, 6）。各寮棟には、学習室・談話室が整備され、寮生同士で学習する場として利用時間の制限なく開放されている（資料 7-2-③-7, 8）。また、試験の前などに寮生対象の補講を実施している。寮では規則正しい生活を送るため、欠課や点呼不在の多い寮生については、休寮指導処置及び入寮更新不可処置等を行っている（資料 7-2-③-9）。

（分析結果とその根拠理由）

寮務主事・寮務主事補を中心として、寮務委員会を審議の場とし、全教員が舎監を担当しながら、全学的組織で、寮生の生活面及び勉学面をサポート・指導している。寮生は、各居室及び学習室・談話室を学習の場として自由に利用している。

以上のことから、学生寮は学生の生活及び勉学の場として有効に機能している。

観点 7-2-④： 就職や進学等の進路指導を行う体制が整備され、機能しているか。

（観点に係る状況）

準学士課程の進路指導を行う組織として進路支援室（資料 7-2-④-1）がある。進路情報を一元管理し、各科の進路指導担当教員（資料 7-2-④-2）が進路指導にあたる。進学指導については進学担当教員が、就職指導については就職担当教員がそれぞれ行っている。

進路支援室では、大学編入試験の募集要項、過去問題、受験報告書を収集・公開している（資料 7-2-④-3～6）。また、4年生に進路説明会を年 2 回実施しており（資料 7-2-④-7）、就職や進学のガイドブック（資料 7-2-④-8, 9）などを配布している。12 月には 4 年生の保護者に進路指導の基本方針を周知している（資料 7-2-④-10）。年度末に進路指導連絡会議（資料 7-2-④-11）を開催し、進路指導担当教員等と意見交換している。これらの他に学科が独自の進路説明会を実施することがある（資料 7-2-④-12, 13）。

専攻科の進路指導は専攻科長や副専攻科長が行っている。1 年生に対して進路説明会（資料 7-2-④-14）を実施し、就職や進学のマニュアルを配布している（資料 7-2-④-15, 16）。就職情報は説明会、ホームページやメールで学生に周知している（資料 7-2-④-17）。進路希望調査及び大学院説明会を年に数回実施している（資料 7-2-④-18, 19）。受験報告書（資料 7-2-④-20）を収集・公開している。1 年生の春休みにはオリエンテーションとして研究機関の見学を実施している（7-2-④-21）。

インターンシップ支援室（資料 7-2-④-22）は、インターンシップの実施・評価の支援を担当し、マナー研修など（資料 7-2-④-23）を実施している。4～5 年生や専攻科の就職希望者を対象に、企業説明会を実施している（資料 7-2-④-24）。また、学生相談室（資料 7-2-④-25）は進路相談も扱っている。平成 24 年度の場合、進路関係の相談は 6 件であった（資料 7-2-④-26）。

後援会によって、1 年生保護者懇談会（資料 7-2-④-27）、3 年生保護者懇談会（資料 7-2-④-28）、後援会総会（資料 7-2-④-29）、専攻科の保護者懇談会（資料 7-2-④-30）、4 年生保護者の進路説明会（資料 7-2-④-31）、地区別懇談会（資料 7-2-④-32）が開催され、保護者に進路情報を提供している。

準学士課程の就職・進学状況を資料 7-2-④-33 に示す。専攻科の学位取得状況を資料 7-2-

－④－34に、就職・進学状況を資料 7－2－④－35に示す。

（分析結果とその根拠理由）

進路支援室を始めとして十分な指導体制が構築されており結果が伴っている。

以上のことから、就職や進学等の進路指導を行う体制は整備され、機能している。

（２）優れた点及び改善を要する点

（優れた点）

専攻科では入学前にオリエンテーションを実施するほか、年度当初には学年毎にガイダンスを実施している。定期的に進路希望調査を実施し、また年間を通して多様な指導を行っている。前期と後期のTA補講、特命教授による学習相談など、低学年生に対する組織的な学習支援が充実しており、学生及び家庭をきめ細かく支援している。実態調査、学生教員連絡会など、学生のニーズを把握する仕組みが整備され、教員へのフィードバックもなされ、授業を改善するためのPDCAサイクルが機能している。

国際連携室が積極的に活動しており、上海工程技術大学と教育学術連携協定を結んでいる。また、海外英語研修制度により、多数の学生が英語圏で生活する機会を提供している。

進路支援室が積極的に活動しており、学科横断的に、進路情報を全学的に共有するしくみを構築している。特に、進路情報の収集と公開は、学生や進路指導教員に貴重な情報源になっている。また、進路説明会だけでなく、先輩から経験談を聞く説明会を学生と保護者それぞれに実施している。

（改善を要する点）

該当なし。

（３）基準 7 の自己評価の概要

準学士課程入学者全員に対してガイダンスを、4年生に進路説明会を実施している。専攻科では、入学前にオリエンテーションを行い、年度当初には全学生にガイダンスを行っている。担任や専攻科長による指導、オフィスアワーの設定、学生相談室における相談・助言体制、低学年生に対する様々な学習相談・支援体制、留学生や編入生に対するガイダンスなど、さまざまな相談・助言体制が整備され機能している。図書館、IT教育研究センター演習室が整備され、効果的に活用されている。厚生施設として食堂や売店を備えた群嶺会館などがあり、有効に利用されている。実態調査、学生教員連絡会により学生のニーズは適切に把握されている。国際連携室が海外との交流事業を推進しており、特に海外英語研修制度が大きな成果を挙げている。留学生指導教員及び留学生相談員（チューター）が生活支援や学習支援を行っており、留学生特設科目も設置している。編入学生については事前にオリエンテーションを実施している。学生会活動に対しては学生主事を中心に指導・助言が行われている。各種委員会に対しては主任顧問を中心に複数の教員による支援が行われている。

保健室が整備され定期健康診断を実施している。また、学生相談室において専門のカウンセラーが相談に応じている。授業料免除制度、寄宿料免除制度、育英制度などが整備され機能している。留学生指導教員、留学生相談員（チューター）が生活面の支援をしており、留学生同士の交流を深

める催しも実施されている。寮には留学生用の設備が完備され、生活習慣の違いや宗教へ配慮がなされている。障害のある学生のために、校内のバリアフリー化を進めている。寮務主事を中心として、寮生の生活・勉学をサポート・指導しており、寮生の各居室及び学習室・談話室が学習の場として有効に機能している。進路支援室が進路情報の収集をしているほか、学生に対し進路説明会を実施しており、進路支援室長、進路指導担当教員、担任、学科が連携しながら各学生の進路指導を実施している。専攻科については専攻科長や副専攻科長が進路指導している。インターンシップ、企業説明会などの機会が設けられている。準学士課程、専攻科ともに進学率が高い。

基準 8 施設・設備

(1) 観点ごとの分析

観点 8-1-①： 学校において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、適切な安全管理の下に有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化や環境面への配慮がなされているか。

(観点に係る状況)

本校は敷地総面積114,128㎡、建物総延面積31,142㎡であり、高等専門学校設置基準に規定されている基準を満たしている。「用途別の所有地及び建物面積」は資料 8-1-①-1 のとおりである。

「主な建物及び施設」は資料 8-1-①-2 のとおりであり、配置は「校内配置図及び建物平面図」(資料 8-1-①-3) のとおりである。

各クラスにおける講義科目については、原則としてクラスごとに配置した教室で実施しており、クラスごとの教室配置は、「クラス別教室」(資料 8-1-①-4) のとおりである。また、クラス別教室にはエアコンが完備されている。実験・実習及び卒業研究などは共通教室又は実験室を使用しており、主な共通教室、実験室の種類及び使用状況は、「主な共通教室等使用状況」(資料 8-1-①-5) のとおりであり、教育課程に対応した施設・設備が整備されている。また、各科に設置されている実験室・実習室及びその設備状況は、「主な共通教室・実験室・実習室等設備」(資料 8-1-①-6) のとおりであり、さらに、主要な備品資産(資料 8-1-①-7) についても整備されていることから、教育研究組織としての設備(機械・器具等)は整っているとと言える。なお、施設の利用規則は、毎年配付する「学生便覧」(資料 8-1-①-8) で周知している。

施設・設備の整備・運営等に関する事項は、運営委員会によって審議されている(資料 8-1-①-9)。また、安全管理に関しては、安全衛生委員会を設置し(資料 8-1-①-10)、各委員が月に1回、校内巡視を行い、必要に応じた改善要求が出され、安全な環境の整備に努めている(資料 8-1-①-11)。さらに、学生の実験や実習に際して実習工場等を利用させることから、学生・教職員に「実験実習安全必携」(資料 8-1-①-12)を配布して安全確保の徹底を図っている。

施設・設備のバリアフリー化については、全ての施設への対応はできていないが、改修等が逐次計画的に行われており、障害のある学生への配慮が進められている(資料 8-1-①-13)。

なお、教育環境改善については、文部科学省が策定している「第3次国立大学法人等施設整備5か年計画」(資料 8-1-①-14)に基づき、施設整備を行っている。

(分析結果とその根拠理由)

本校は高等専門学校設置基準を満たした校地面積を有し、教育課程の実現にふさわしい施設・設備として、校舎、教室、運動場、体育館、実験・実習室、図書館、IT教育研究センターなどが整備され、適切な安全管理の下に、日々の授業・実験等に有効に活用されている。施設の耐震化については、平成25年度補正予算による南寮の耐震改修工事をもって概ね終了するが、老朽化している実習工場の改修及び設備更新については予算要求を行っているが実現していない。しかしながら、「第3次国立大学法人等施設整備5か年計画」に基づき、毎年度施設設備更新を順次行っている。また、各施設のバリアフリー化も適切に進められている。

以上のことから、施設・設備の整備は概ね良好である。また、各施設のバリアフリー化や環境面への配慮も適切になされている。

観点 8-1-②： 教育内容、方法や学生のニーズを満たす ICT 環境が十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され、有効に活用されているか。

（観点に係る状況）

本校の情報処理教育については、IT 研究センターにおいて、情報処理教育、教材開発・応用研究及び電子計算機の運用に関する業務を担っている（資料 8-1-②-1）。

IT 研究センターが有しているコンピュータの台数は、「各演習室のコンピュータの台数」（資料 8-1-②-2）のとおりである。第 1 演習室、第 2 演習室、設計実習室及び情報処理実習室は、授業時間以外にも時間外開放しており、学生の自学自習にも活用されている（資料 8-1-②-3）。各演習室の授業での利用状況については、「各演習室等利用状況」（資料 8-1-②-4）に示すとおり教育に十分活用されており、授業時間以外の利用者数は、「平成 25 年 11 月時間外開館利用者」（資料 8-1-②-5）に示すとおりであり、学生の利用ニーズに対応している。校内全域にわたる情報ネットワークの構成と無線 LAN 及び情報コンセントの設置は「認証 VLAN 用無線アクセスポイント（AP）・情報コンセント設置場所」（資料 8-1-②-6, 7）のとおりであり、事務用、教員用、学生用は VLAN で分離しており、学生用から事務用にはアクセスできないように設定されている。

情報ネットワークに関する管理体制としては、IT 教育研究センターにおいて情報ネットワークシステム（以下「校内 LAN」という。）に関する運営方針を策定し、その方針に基づき、基幹 LAN と各科サーバ管理者が管理を行っている。基幹 LAN 管理者は、情報ネットワークの基幹機器を管理するとともに、各科サブネットを含むネットワーク全体の運用監視を行う者として、各科横断的に選出している。各科サーバ管理者は、各科サブネット内のサーバ・クライアントの運用管理を担当し、学科毎に選出している。

情報セキュリティについては、国立高等専門学校機構セキュリティポリシー基本方針（資料 8-1-②-8）に基づき、情報セキュリティ管理委員会及び推進委員会（資料 8-1-②-9, 10）が対策を行っている。情報セキュリティ管理規程、情報セキュリティ推進規程及び情報セキュリティ教職員規程を制定し（資料 8-1-②-11～13）、これを基に管理している。同時にウィルスソフトウェアを校内で配布し、ウィルス対策を施している（資料 8-1-②-14）。また、各専門学科の情報処理系の科目において情報リテラシー教育（資料 8-1-②-15）を行っており、校内コンピュータ利用時のルール遵守を徹底した上で学生にアカウントを与えている。さらに、教職員向けのセキュリティ講演会（資料 8-1-②-16）も定期的開催している。

情報ネットワークの利用状況を示す指標として、対外接続専用線・電子情報工学科・ユーザ認証 VLAN（学生用）の各ネットワークのトラフィックをグラフ化したものが「ネットワーク利用状況」（資料 8-1-②-17）であり、利用率については、平均して高い帯域利用率であることから、ネットワークの利用は極めて活発であると言える。

なお、学生に ITC 環境に関するアンケート調査も行っており（資料 8-1-②-18）、学生の ITC 環境についての満足度も概ね高いことが分かる。

（分析結果とその根拠理由）

IT 教育研究センターの管理下にある演習室（第 1、第 2）、設計実習室及び情報処理実習室は情報処理教育等の教育に十分に活用され、第 2 演習室は時間外にも開放されており、学生の自学自習にも活用されている。

情報ネットワークは、校内全域にわたり無線 LAN 及び情報コンセントにより十分整備されており、

管理体制としては、情報ネットワーク委員会において適切な管理・運用を行っている。

情報セキュリティについては、国立高等専門学校機構セキュリティポリシー基本方針に基づき、情報セキュリティ管理規程、情報セキュリティ推進規程及び情報セキュリティ教職員規程を制定し、これを基に管理している。また、利用率については、平均して高い利用率であることから、ネットワークの利用は極めて活発であると言える。

以上のことから、教育内容、方法や学生のニーズを満たすICT環境が、十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され、有効に活用されている。

観点 8－2－①： 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

（観点に係る状況）

本校の図書館は、平成25年4月1日現在、約 91,200冊の図書、約 1,500タイトルの雑誌、約1,100点の視聴覚資料を所蔵し（資料 8－2－①－1）、6つの電子ジャーナル（ACS、AIP、APS、Science Direct、Science Online、SpringerLink[2013年から]）を契約している。所蔵資料の目録情報は、OPACにより校内外からの検索ができ、これらは学生の学習、教職員の教育研究活動に広く利用されている。

平成24年度の年間入館者数は約 76,500人、学生への貸出冊数は約 9,500冊である。平成14年9月からは時間外開館（平日17:00～21:00、土曜日9:00～17:00）を開始し、学生及び教職員の教育研究活動の利便を図っている（資料 8－2－①－2）。同時に図書館の一般開放を開始し、学外の利用者への便も図っている（資料 8－2－①－3）。

図書の選定は、蔵書構成に各学科の意見を反映し、教育課程に応じた図書が系統的に選定できるように、各学科図書委員が20万円程度の図書推薦を学科内に依頼し、学科内での優先順位を付して、選定図書を決定している（資料 8－2－①－4、5）。また、図書館においては、ブルー・ボックス、岩波科学ライブラリ等の継続発行図書23タイトルの購入受入れを系統的に行っている。さらに、年1回、学生によるブックハンティングを実施し、図書委員会選定と合わせて年間約850冊の図書を購入しているほか、教員や学生からの購入希望も随時受け付けている。

館内の図書は、系統的に区分された日本十進分類法に従い、0 総記、1 哲学、2 歴史、3 社会科学、4 自然科学、5 工学、6 産業、7 芸術、8 語学、9 文学の別に分類されて配架している。また、館内の配架場所を開架、参考図書、書庫以外にシラバス関連、JABEE関連、技術者倫理、環境サイエンス、TOEIC関連、新書、文庫、郷土資料、進学資料等の各別置コーナーに分けて細かく系統的に整理配架し、これに合わせてOPAC（オンライン目録）の所蔵表示に配架場所として別置コーナー名の表示を行い、図書分類順の請求番号との組合せにより、利用者が目的の図書を見つけ易くしている（資料 8－2－①－6）。また、学術雑誌は、タイトルのアルファベット順及び巻号順で、近刊の本年分を開架の雑誌コーナーに、前年以前のバック・ナンバーを書庫に配架し、学術論文の有効活用に供している。

視聴覚資料は、館内のAVブース6席と専用のパソコン1台で利用できる。

電子ジャーナルは、長岡技術科学大学とのコンソーシアム契約を行っており、図書館ホームページにリンクをまとめて提供している。館内に閲覧可能なパソコンが3台設置されているほか、校内ネットワークに接続されたパソコンからも利用できる。5つの電子ジャーナルで、年間平均約5,000件の論文ファイルにアクセスが行われている（資料 8－2－①－7）。

図書館利用促進の取組としては、年 1 回、「図書館だより」を発行し、教員によるブックレビューやブックハンティング図書リストを掲載している（資料 8－2－①－8）。

また、毎年 4 月には、新入生を対象としたガイダンスを実施し、館内を案内する時に基礎的な利用方法について指導を行っている。

なお、学生に図書館に関するアンケート調査も行っており（資料 8－2－①－9）、学生の図書館環境についての満足度も概ね高いことが分かる。

（分析結果とその根拠理由）

本校の図書館には、約 91,200冊の図書、約 1,500タイトルの雑誌、約1,100点の視聴覚資料を所蔵し、6つの電子ジャーナル（ACS, AIP, APS, Science Direct, Science Online, Springer Link）を契約している。所蔵資料の目録情報は、OPACにより校内外からの検索ができる。これらは学生の学習、教職員の教育研究活動に広く利用されている。

図書の選定は、蔵書構成に各学科の意見を反映し、教育課程に応じた図書が系統的に選定できるように、各学科図書委員が20万円程度の図書推薦を学科内に依頼し、学科内での優先順位を付して、選定図書を決定し、購入している。また、図書館においては、ブルー・ボックス、岩波科学ライブラリ等の継続発行図書23タイトルの購入受入れを系統的に行っている。さらに、年 1 回、学生によるブックハンティングを実施し、図書を購入している。

館内の図書は、系統的に区分された日本十進分類法に従い、0 総記、1 哲学、2 歴史、3 社会科学、4 自然科学、5 工学、6 産業、7 芸術、8 語学、9 文学の別に分類されて配架している。また、館内の配架場所を開架、参考図書、書庫以外にシラバス関連、JABEE関連、技術者倫理、環境サイエンス、TOEIC関連、新書、文庫、郷土資料、進学資料等の各別置コーナーに分けて細かく系統的に整理配架し、これに合わせてOPAC（オンライン目録）の所蔵表示に配架場所として別置コーナー名の表示を行い、図書分類順の請求番号との組合せにより、利用者が目的の図書を見つけ易くしている。また、学術雑誌は、タイトルのアルファベット順及び巻号順で、近刊の本年分を開架の雑誌コーナーに、前年以前のバック・ナンバーを書庫に配架し、学術論文の有効活用に供している。

電子ジャーナルも利用ガイドへのリンクを併設し、利用者の利便性に配慮した提供を行っている。その結果、図書の貸出冊数は年平均10,000冊となり、電子ジャーナルの論文アクセス数も年平均約5,000件となっている。また、学生の図書館環境についての満足度も概ね高い。

以上のことから、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されている。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

- ・安全管理に関して、安全衛生委員会を設置し、各委員が月に 1 回、校内巡視を行い、安全管理に努めている。
- ・図書館については、用途別にコーナーに分け配架するなど、利用者が有効に活用できるよう配置も工夫を行っている。また、図書の選定についても、学生及び教員の意見を反映するシステムをとっている。

【改善を要する点】

- ・学寮の耐震改修，老朽化している実習工場の改修が必要である。
- ・バリアフリー化対応の一つであるエレベーターの設置について，図書館など，まだ設置されていない建物もあり，対応が必要である。

（３）基準 8 の自己評価の概要

本校の教育目標及び教育課程の実現に対応した校地，各種施設（校舎，教室，運動場，体育館，実験・実習室，図書館，IT教育研究センターなど）が整備されている。各種施設に配置されている設備（機械・器具等）についても計画的に整備されており，適切な安全管理の下に，日々の授業・実験等に有効に活用されている。また，各施設のバリアフリー化も適切に進められている。さらに，文部科学省が策定している「第3次国立大学法人等施設設備5か年計画」に基づき，施設整備を順次行っている。

情報ネットワークについては，校内全域にわたって利用できる環境が整備され，情報セキュリティ対策についても，情報セキュリティ管理規程，情報セキュリティ推進規程及び情報セキュリティ教職員規程を制定し，これを基に管理している。

図書館には，図書，学術雑誌，視聴覚資料の教育研究上必要な資料が整備され，学生の学習や教職員の教育研究活動に広く利用されている。また，学生及び教員のニーズに応じた図書選定のシステムが整っており，利便性に配慮した配列の工夫，OPACを用いた容易な検索システム並びに平日の開館時間の延長及び土曜日の開館など，利用しやすい環境が整っている。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

(1) 観点ごとの分析

観点 9-1-①： 教育の状況について、教育活動の実態を示すデータや資料が適切に収集・蓄積され、評価を適切に実施できる体制が整備されているか。

(観点に係る状況)

本校では以下の(1)から(4)に示すように教育活動の実態を示すデータや資料が収集・保管されている。

(1) 教務委員会の指示(資料 9-1-①-1)に沿って、教員はシラバスの作成(資料 9-1-①-2)及び成績評価資料や答案の収集・保管(資料 9-1-①-3)を行っている。シラバスは本校の Web サイトで一般に公表されている。各学期の中間試験及び期末試験の答案は、答案の保管庫や PC の HDD に保管されている。

(2) 教育研究委員会(資料 9-1-①-4)は、1年生、3年生、5年生に対して行う実態調査(資料 9-1-①-5)、学生による授業評価アンケート及び学生の自己評価アンケートを行い、実態調査の結果、自己評価アンケートの結果、授業改善シートを収集している。これらは本校の Web サイトへのアップロードにより収集・蓄積され、学内の教職員はいつでも閲覧可能になっている。

(3) 教員学生連絡会(資料 9-1-①-6)が年2回実施されている。事前に学生会が全クラスの学生に対して授業アンケート調査を行い、その結果に基づき学生会代表と教務、学生、寮務の各主事及び専攻科長、学生課長の学校側代表との意見交換を行う。アンケート結果は教務主事経由で該当教員へ通知され、教育改善のために活用される。

(4) 専攻科委員会は、専攻科の学生に対して、学習・教育目標達成度自己評価表(資料 9-1-①-7)を提出させ、収集している。

(分析結果とその根拠理由)

成績評価資料、授業評価アンケート、教員学生会連絡会、専攻科委員会により教育活動の実態を示すデータや資料が適切に収集・蓄積されている。自己評価実施規則により事項ごとの実施組織が決められていて、自己評価委員会によって総括整理される体制が整備されている。

以上のことから、本校では教育の状況について、教育活動の実態を示すデータや資料が適切に収集・蓄積され、評価を適切に実施できる体制が整備されている。

観点 9-1-②： 学校の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われており、それらの結果をもとに教育の状況に関する自己点検・評価が、学校として策定した基準に基づいて、適切に行われているか。

(観点に係る状況)

学校の構成員へ意見の聴取：

教員に対しては次の2つについて意見聴取が行われている。

はじめに、各科目の終了時に行われる授業・自己評価アンケート結果を受けて、次年度に教員が授業改善シートを提出することにより意見聴取が行われている(資料 9-1-②-1)。

次に、専門学科5学科と一般教科(人文・自然)の2教科の合計7科の委員から構成される教育研究委員会を通して、各科の教育改善の意見聴取と状況把握がなされている(資料 9-1-②-2, 資料 9-1-②-3)。

学生に対しては次の2つについて意見聴取が行われている。

はじめに、教育研究委員会が中心になって全科目（ただし、卒業研究等の科目は除く。）に対して授業・自己評価アンケートが実施されている（資料9-1-②-4）。次に、前後期の年2回実施される教員学生連絡会のために、学生会が行っているアンケート調査がある。これにより学生からの意見聴取が行われている。教員学生連絡会では学生から施設設備への要望や教員に向けた授業改善の要求があげられ、学校側が対応を返答する（資料9-1-②-5）。

学外関係者への意見聴取：

保護者に対しては次の2つの方法で意見聴取を行っている。

はじめに、6月の後援会総会後に行われるクラス別懇談会、及び3、4、5年の保護者向けに実施される進路説明会に合わせてクラス別懇談会を開催し、意見の聴取を行っている（資料9-1-②-6）。次に、毎年6月と12月に保護者に対して授業公開を行い、参加保護者へのアンケートにより意見聴取を行っている（資料9-1-②-7）（資料9-1-②-8）。

そのほか、教育研究委員会による次の2つのアンケートにより学外関係者からの意見聴取が行われている。

まず、専攻科修了生の学習・教育目標の達成度を確認するための受入機関に対するアンケートにおいて、自由記述欄を設け意見聴取を行っている（資料9-1-②-9）。次に、本科卒業生、専攻科修了生に対しても授業改善のため要望や意見をアンケートにより聴取している（資料9-1-②-10）。

このほか、本校では新たな中期計画を定める際に、その時点での課題及び改善すべき点を適切に盛り込むため、これまでの中期計画に基づく取組について評価することとしており、具体的な手法としては、独立行政法人に対する評価に準じてまず内部評価を行い、その結果を更に外部有識者の方に改めて確認・評価いただく形をとっている。（資料9-1-②-11, 12）。この外部評価では委員から「（4）教育の質の向上及び改善のためのシステム」に関する意見・提言を受けている（資料9-1-②-13）。

自己点検・評価と基準：

授業・自己評価アンケート結果において教育研究員会で定められた評価基準（資料9-1-②-14）より低い項目がある場合には、授業改善シートへの記入が義務付けられている。授業改善シートは学生課が取りまとめて保管し、教育研究委員会が確認・検証を行っている（資料9-1-②-15）。教員学生連絡会において指摘された教育改善の項目については教務主事より該当教員に通知され、これにより効果的に改善がなされている。学外関係者からのアンケート結果に対しても教育研究員会で点検・評価を行い、運営員会に提言を行っている（資料9-1-②-16）。

（分析結果とその根拠理由）

学校構成員に対し多角的に各種アンケートが実施され、意見聴取が効果的に行われている。特に授業評価については、その結果を教育研究員会において評価・点検する体制が整えられている。また、学外関係者からアンケートにより把握され意見も、教育研究委員会において審議され改善に向けて適切に処理されている。さらに、有識者による外部評価により学外者の意見も積極的に取り入れている。

以上のことから、自己点検・評価が、学校として策定した基準に基づいて適切に行われている。

観点9-1-③： 各種の評価の結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるような組織として

のシステムが整備され、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

（観点に係る状況）

本校では、教育プログラムのPDCAサイクルを平成24年6月に改訂した（資料9-1-③-1）。これにより、各種アンケートによる教育点検を教育研究委員会が実施し、その結果を当委員会で整理し、問題がある場合には運営委員会に提言を行っている。改善策は運営委員会で審議・検討し、教務委員会、専攻科委員会等の関連部署で実施している。アンケート結果より教育課程の改善が必要な場合も同様に運営委員会で審議検討を行い、教務委員会の下部組織であるカリキュラム検討委員会で詳細な方策を実施している（資料9-1-③-2）。

（分析結果とその根拠理由）

本校では、各種のアンケート評価について教育研究委員会が中心となり情報を整理・集約し、教育内容の改善に向けた取組が行われている。

以上のことから、組織的な改善への対応を行っている。

観点9-1-④： 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。また、個々の教員の改善活動状況を、学校として把握しているか。

（観点に係る状況）

授業・自己評価アンケートは各期に継続的に実施され、その集計結果については常に教育研究委員会が把握し、運営委員会に報告されるとともに、書面にて常勤及び非常勤の授業担当教員に通知される（資料9-1-④-1）。このアンケート結果において教育研究委員会が定められた基準（資料9-1-④-2）より低い項目がある場合には、授業改善シートへの記入が義務付けられる（資料9-1-④-3）。また、運営委員会は授業終了期ごとの教育研究委員会報告を通して改善活動の状況を把握することができる。教員間での授業見学を通し、それぞれの授業の内容を相互に確認しあうシステムを用意しており、見学者の感じた評価の内容は書面として提出され教務係が集約し、運営委員会が確認している。

（分析結果とその根拠理由）

常勤、非常勤の教員全体に対する授業・自己評価アンケートの実施と授業改善シートの提出により、教員個々の自己点検と授業改善が適切に行われている。アンケート結果は教育研究委員会が集約し、その結果は常に運営委員会へ報告されている。

以上のことから、教員個々の自己点検と授業改善が適切に行われ、学校として個々の教員の改善活動状況を把握している。

観点9-1-⑤： 研究活動が教育の質の改善に寄与しているか。

（観点に係る状況）

各科目担当教員は、各自の専門分野の内容に関連した科目を担当しており、専門分野の研究内容においては学会等で適宜報告している（資料9-1-⑤-1～3）とともに、学外との共同研究・受託研究の実績も重ねてきている（資料9-1-⑤-4）。各担当教員は、その研究の成果発表を踏まえ、

その専門分野の学術的動向や内容、さらには企業や市場との関連を確認・理解し、各授業の中に盛り込むことで教育活動に反映させている。これらの成果は一般科目の授業内容の改善（資料 9-1-⑤-5）及び専門科目の授業内容の改善（資料 9-1-⑤-6）に活かされている。

研究成果を授業に活用している具体的な事例としては、平成25年度における調査の結果、11件に上る事例が紹介されるとともに、研究活動が大いに教育に活かされていることが確認された（資料 9-1-⑤-7）。

（分析結果とその根拠理由）

本校では、教員の研究や学生の学会発表などが積極的に行われているとともに、学外との共同研究・受託研究の実績も重ねてきている。これらの成果が一般科目や専門科目の授業内容の改善にも活かされている。

以上のことから、本校では、研究活動が教育の質の改善に寄与している。

観点 9-2-①： ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

（観点に係る状況）

教育研究委員会は授業・自己評価アンケート結果を集約し（資料 9-2-①-1）、改善のための方針を取りまとめ、運営委員会において具体策が検討される（資料 9-2-①-2）。決定された対策は学校全体のFD活動として位置づけられ、教育研究委員会が主体となって「高等教育セミナー」として企画・実行している（資料 9-2-①-3）。このセミナーは授業の改善と教育の質の向上に効果があったことがアンケートにより確認されている（資料 9-2-①-4）。

また、FD活動の活性化を目的に、教育研究委員会が認めたFD活動への参加については、出張経費を学校負担とする制度を設けている（資料 9-2-①-5）。この制度を利用してFD活動に参加した教員は出張報告書（資料 9-2-①-6）の提出と教員会議での報告が義務付けられる。また全教員がWeb上で報告書の内容を閲覧可能とすることで、情報の共有化を図り、全体の教育力の向上に努めている（資料 9-2-①-7）。

（分析結果とその根拠理由）

教員個人が行うFD活動を学校として支援する体制が整備され、FD活動が円滑に実施されている。FD活動の一環として学校がセミナーを企画し、授業の改善と教育の質の向上に効果を上げている。また、参加人数が増加傾向にある。

以上のことから、組織としてFDへの積極的な取組が適切に実施されている。

観点 9-2-②： 教育支援者等に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

（観点に係る状況）

観点 3 で述べたように、本校では教育支援者として、事務を行う学生課及び総務課の事務職員並びに技術支援を行う教育研究支援センターの技術職員、技術専門職員、技術専門員を置いている（資料 9-2-②-1～4）。

学生課及び総務課の職員は各種委員会の構成員として参加しており、教育改善の支援を行っている。また、支援センターの技術職員は学内外の研修会・講演会に積極的に参加し、その資質の向上に努め

ている（資料 9-2-②-5, 6）。さらに、教育支援、技術支援にとどまらず、各グループにおいて技術の研鑽を日々行っている。本校では、技術の研鑽に対する組織としての支援体制として、参加費や旅費を資金的に援助する支援体制が整えられている（資料 9-2-②-7, 8）。それらの成果は、教育研究支援センター「年報」（資料 9-2-②-9, 10）、学内外の発表会（資料 9-2-②-11, 12）や群馬高専レビュー（資料 9-2-②-13, 14）などに発表されている。

（分析結果とその根拠理由）

本校では、教育支援者が適切に組織され、教育支援者に対する支援措置を適切に実施している。

以上のことから、事務職員、技術職員などの教育支援者等に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われている。

（2）優れた点及び改善を要する点

（優れた点）

シラバスや答案等の資料は保管室及び保管用PCのHDD上に保管されている。PDCAサイクルは組織的に、確実に実施されている。学外の有識者をメンバーとして外部評価を受けている。常勤・非常勤の全教員に対して授業評価アンケートを行い、その結果に基づき改善に向けた適切な対応をしている。学校としてFD活動を支援するシステムが構築され、授業の改善と教育の質の向上に効果を上げている。

（改善を要する点）

特になし。

（3）基準 9 の自己評価の概要

教育の質の向上を目的として平成23年度からPDCAサイクルを導入した。これまで教員が個別に取り組んできた授業改善を組織として把握し、改善を促すため教育研究委員会規則を改正した。その結果、PDCAが円滑に機能し、データに基づいて授業改善を行う体制が整備され、FD活動も組織として積極的に取り組む体制が構築された。

授業の試験やレポートなどのエビデンスも組織として適切に管理・保管されている。保護者、卒業生、卒業生の受入機関といった学外からの教育に対する意見が収集されており適切に管理されている。これらの意見は教育研究委員会を中心としたPDCAサイクルに基づき、関係委員会で適切に処理されている。さらに、教員の研究成果が教育に用いられるとともに、技術職員との連携も行われており効果を上げている。

以上のことから、学校としての教育の質を向上させるシステムが構築され効果的に運用されている。

基準10 財務

(1) 観点ごとの分析

観点10-1-①： 学校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。
また、債務が過大ではないか。

(観点に係る状況)

本校は、国立学校として創設以来、高等専門学校設置基準に基づき、施設、設備面での教育研究環境の整備を継続的に行っており、基準8で述べたように、教育課程に対応した施設、設備が整備されている。固定資産一覧表(資料10-1-①-1)のとおりである。

なお、過去5年分の貸借対照表(資料10-1-①-2)に示すとおり、本校に過大の債務はない。

(分析結果とその根拠理由)

固定資産の一覧に示されているとおり、教育研究活動を適切かつ安定して遂行できる資産を有している。また、貸借対照表に示されているように、運営費交付金・授業料収入・外部財源の範囲内で適切な財務運営が行われており、過大な債務はない。

観点10-1-②： 学校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

(観点に係る状況)

高専機構から配分される運営費交付金及び授業料収入等を教育研究活動の基本財源とし、これらに加え自助努力による外部資金(寄付金、共同研究・受託研究、科学研究費補助金、その他)の獲得により経常的収入を確保している(資料10-1-②-1, 2)。

(分析結果とその根拠理由)

独立行政法人化後、運営費交付金及び自己収入を基本財源とし、寄付金、共同研究・受託研究、科学研究費補助金などの外部資金の獲得により、教育研究活動を行う上で必要な資金は概ね補えると考えている。また、学生の在籍数は、定員を満たしており、授業料収入については安定した収入を確保している。

以上のことから、学校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

観点10-1-③： 学校の目的を達成するために、外部の財務資源の活用策を策定し、実行しているか。

(観点に係る状況)

本校では、地域連携テクノセンターを中心に外部資金の獲得を図っている(資料10-1-③-1)。特に本校では、産学連携を促進するため、地域企業を主な会員とする群嶺テクノ懇話会を組織し、学内組織の地域連携テクノセンターを窓口としてセミナーの開催や技術相談などを行い、地域産業界等との連携を促進し、外部資金の獲得に役立たせている(資料10-1-③-2)。

また、全学的な外部資金獲得に向けた取組として、科学研究費補助金獲得への学内説明会やコワーカー制度を実施するとともに、教員研究費配分において、科学研究費補助金に対する獲得努力が反映される方式(未申請は減額、採択者は増額)を採用し、更に、校長裁量経費により研究実績の少ない

若手教員やあと一步で採択される可能性がある研究課題をもつ教員を対象とした研究助成を行うなど、外部資金獲得に向けた積極的な取組を行っている（資料10-1-③-3, 4）。

教育活動の充実を図るためには、外部資金の獲得が欠かせない。このための努力を全学的に行っているところではあるが、まだ十分な成果を挙げていない状況にある。しかし、共同研究・受託研究においては若干ではあるが増加しており、取組の成果が現れていると考えられる。

（分析結果とその根拠理由）

以上のことから、外部資金獲得に向けた積極的な取組を行っている。

観点10-2-①： 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

（観点に係る状況）

年度予算案は、校長が定めた配分方針等に基づき、教育経費、研究経費、研究旅費及び管理運営費等の配分計画を策定し、運営委員会で審議の上、教員会議を通じて教職員に周知を図っている（資料10-2-①-1, 2）。

（分析結果とその根拠理由）

以上のことから、年度予算の計画等については、毎年度の基本方針等に基づき予算案を策定しており、計画及び配分に関する事項について審議し、関係者へ周知する体制が整っている。

観点10-2-②： 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

（観点に係る状況）

策定された年度予算については、計画的な執行を念頭に置いて、財務会計システムにより常に予算残額を把握しながら執行している（資料10-2-②-1）。

なお、過去5年の損益計算書からも、過大な支出超過となっていないことが分かる（資料10-2-②-2）。

（分析結果とその根拠理由）

本校では、年度予算案を策定し、計画的な執行を念頭に置いて、財務会計システムにより常に予算残額を把握しながら執行している。

以上のことから、過大な支出超過となっていない。

観点10-2-③： 学校の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む）に対し、適切な資源配分がなされているか。

（観点に係る状況）

学内の予算配分では、限られた資源を効果的に配分するため、教育研究資金を確保するとともに、各学科、IT教育研究センター、図書館、事務部等へ毎年事業年度の状況に応じて重点配分している（資料10-2-③-1）。

また、校長裁量経費により、教育研究活動の活性化やその環境整備とともに地域連携の強化を図っている（資料10-2-③-2）。

さらに、教員研究費の配分では、観点10-1-③で述べたように、科学研究費補助金への応募を考慮するなど、外部資金を獲得する上でも有効に働いている。

（分析結果とその根拠理由）

学内の予算配分では、校長が定めた配分方針等（資料10-2-③-1）に基づき教育研究活動に重点的に配分し、その質の向上と充実した教育環境の整備に努めているほか、校長裁量経費により外部資金獲得のための競争的資金を創設するなど、適切な資源の配分を行っている。

以上のことから、学校の目的を達成するため、教育研究活動に対し、適切な資源配分が行われている。

観点10-3-①： 学校を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

（観点到係る状況）

高専機構は、独立行政法人通則法第38条第4項に基づき、財務諸表を官報に公告し、かつ、書面でも一般の閲覧に供することが義務づけられており、高専機構のウェブサイトで公開している。

(<http://www.kosen-k.go.jp/information.html>)

（分析結果とその根拠理由）

高専機構は、財務諸表を公表することが法律で義務づけられており、本校も関連する法律の定めるところに従い、適切に実施している。

以上のことから、適切な形で公表されている。

観点10-3-②： 財務に対して、会計監査等が適切に行われているか。

（観点到係る状況）

高専機構は、独立行政法人化に伴い、高専機構の監事及び文部科学大臣が選任した会計監査法人による財務諸表及び決算報告書に関する監査を受けることが義務づけられている。

また、独立行政法人国立高等専門学校会計規則第45条に基づき、高専相互会計内部監査が毎年実施されており、各学校間の相互監査制度が確立されている。

これらの内部監査及び外部機関による監査によって、財務処理の適切さが確認されている（資料10-3-②-1, 2）。

（分析結果とその根拠理由）

法律に基づき、高専機構は監査報告を実施しており問題はないと判断する。また、本校においても、会計事務処理の外部機関による監査及び内部監査が規則に従い実施されており、会計処理が適切になされていることが証明されている。

以上のことから、会計監査等は適切に行われている。

（2）優れた点及び改善を要する点

（優れた点）

学校の目的を達成するための財源確保や予算の重点配分など、適正かつ効率的な予算の獲得及び執行に対する努力を行っている。

外部資金獲得のために学内補助金を配分するほか、地方公共団体や地域産業界等との連携を積極的に行うなど、外部資金の獲得に積極的に取り組んでいる。

（改善を要する点）

今後、文部科学省や日本学術振興会の科学研究費補助金や各種機関、団体等の教育・研究助成等の申請及び採択率を上げるため、より一層の外部資金獲得に向けた取組を行う必要がある。

（3）基準10の自己評価の概要

本校が教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行するために必要な施設である校地、校舎及び各種設備の資産を有するとともに、国立高等専門学校機構からの運営費交付金及び自己収入である授業料・検定料・入学金等の基盤財源に加え、外部資金（奨学寄付金、共同研究、受託研究、科学研究費補助金など）の獲得に積極的に取り組むなど、安定して事業を遂行できる財政基盤を有している。

予算配分については、限られた予算をより効果的に配分するため、校長のリーダーシップのもと教育研究経費や地域連携のための経費を重点的に配分している。このことは、教育研究活動の活性化やその環境整備の充実とともに地域社会との連携強化を推進する上でも有効な配分となっている。

財務会計処理に関する監査においては、内部監査及び外部機関による監査が行われており、適正な財務会計処理を行っている。

基準11 管理運営

(1) 観点ごとの分析

観点11-1-①： 学校の目的を達成するために、校長、各主事、委員会等の役割が明確になっており、校長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える態勢となっているか。

(観点に係る状況)

校長の役割は、学校教育法第120条(資料11-1-①-1)に規定され、高等専門学校においては、学校の管理運営等について最終意思決定を行うこととなっており、本校においても教学、研究、経営等の最高責任者として、学内コンセンサスに留意しながら、学校の管理運営を行っている。

校長の命を受けた、教務、学生、寮務の3主事については、学則第9条(資料11-1-①-2)にその役割を規定しており、教務主事は教育計画の立案その他教務に関する業務、学生主事は学生の厚生補導に関する業務、寮務主事は寄宿舎における学生の厚生補導に関する業務を掌理し、校長を補佐している。

また、運営組織として、校長の下に専攻科長等を置き、それぞれの組織における管理・運営に携わっている(資料11-1-①-3)。

本校においては、校長を補佐し機能的な学校運営を行うため、校長、3主事、専攻科長及び事務部長で構成する執行運営部会を設置し、管理運営上の重要な事項について、迅速に協議し、教育・研究活動の経営基盤の強化を図っている(資料11-1-①-4)。

また、校長と3主事、専攻科長等で構成する運営委員会を毎月定期的に開催し、校長を補佐するとともに意思の統一と情報の共有を図っている。

さらに、運営委員会をはじめとする33の委員会を設置するとともに適宜ワーキンググループを設け、専門的分野での立案、検討及び調整を図りつつ、校長は学校運営の重要課題等については、運営委員会で意見を聴取しながら管理運営を行っている(資料11-1-①-5)。

これらの審議事項等(議事録)は、学内の情報共有システム(グループウェア WeblyGo)(資料11-1-①-6)を整備し、閲覧できる体制となっている。

(分析結果とその根拠理由)

本校の最高責任者である校長の責務は多岐にわたるため、3主事、専攻科長、各学科長等が配置され、各種委員会等の組織も整備されている。校長は機動的な学校経営を行うための執行運営部会や、校務全体を把握するための運営委員会を定期的に開催し、校長の運営方針等が具体的施策に反映できるよう意見の聴取及び情報の共有が行われ、学校の目的を達成するために効果的な意思決定が行える態勢となっている。

以上のことから、本校の目的を達成するために校長、各主事及び委員会等の役割が明確になっており、校長のリーダーシップの下で効果的な意思決定がなされている。

観点11-1-②： 管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。また、危機管理に係る体制が整備されているか。

(観点に係る状況)

本校の管理運営に関する諸規程については、学則、運営組織規則、執行運営部会規則、運営委

員会規則等のほか各種委員会規則等が整備されており、学内の情報共有システム（資料 11－1－②－1）により全教職員が閲覧することができる。

本校では、校長が運営委員会で管理運営に関する重要事項について意見を聴取しながら最終決定しているが、案件によっては各種委員会がそれぞれの専門的分野について検討し、計画・実施する形をとっている。各種委員会には事務部から事務部長又は担当課長が委員として出席し、委員会の決定事項を所掌事務担当係に周知している。

事務組織については、総務課、学生課の2課を設置し、事務系職員43名が教員と緊密な連携・協力体制をとりつつ、全校一体となって運営しており、事務組織の職務内容及び事務分掌は事務組織規則（資料 11－1－②－2）に規定されている。

技術系職員については、平成18年度に教育研究支援センターを設置し、その職務及び所掌業務は教育研究支援センター規則（資料 11－1－②－3）に規定され、技術系職員16名は教員と協力しながら学生の指導にあたっている。

本校の危機管理体制についても規則により明確にされ、その組織体系も整備されている（資料 11－1－②－4）。また、本校の危機管理の総括、危機管理体制の充実及び対処に必要な危機管理に当たるためにリスク管理室が置かれている。さらに、緊急に対処すべき危機事象が発生又は発生する恐れがある場合で、校長が必要と判断する場合には対策本部が設置されることになっている。

（分析結果とその根拠理由）

管理運営に関する諸規程は適切に整備され、全教職員に周知するための方策として学内の情報共有システムが整備されている。

本校の目的を達成するために校長の管理・運営方針が的確に示され、各委員会等において諸課題の審査・検討がなされており、教学に係る各種委員会等と管理運営組織等との連携も円滑に行われている。教員組織と事務組織が緊密な協力体制をとり、全教職員が連携協力してその業務を遂行しており、効果的な活動が行われている。

危機管理に係る体制も整備されており、緊急時に対応できる体制となっている。

以上のことから、管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動している。また、危機管理に係る体制も整備されている。

観点11－2－①： 自己点検・評価が学校として策定した基準に基づいて高等専門学校の活動の総合的な状況に対して行われ、かつ、その結果が公表されているか。

（観点到係る状況）

本校には、自己評価実施規則に基づき、自己評価委員会が設置されている。平成8年度から外部の有識者に広く提示し、内部点検・評価を「現状と課題」と題した報告書にまとめ、5回公表されている（資料11－2－①－1）。平成14年度には外部評価委員による外部評価を受け、外部評価報告書を刊行し（資料11－2－①－2）、平成17年度には、外部有識者等から構成される運営懇話会を開催し、運営懇話会報告書を刊行した（資料11－2－①－3）。

さらに、平成22年度には日本技術者教育認定機構から、専攻科がJABEE技術者教育プログラムとして再認定され、平成24年度には、中間審査も実施され認定されている。

また、本校が独立行政法人国立高等専門学校機構の設置する学校となり、同機構の第2期中期

計画期間から学校として中期計画及び年度計画を策定することとしたことに伴い、平成 25 年度には本校の第 2 期中期計画に基づく自己点検評価に対する外部評価委員による外部評価を実施した（資料 11-2-①-4）。

そのほか、後援会理事会、地区懇談会に校長、主事等が出席し、要望・意見等は運営委員会にフィードバックされ、改善が必要な事項は関係委員会等で検討・実施に移されるシステムとなっている。

（分析結果とその根拠理由）

本校の総合的な状況に関する自己点検評価として、教育・研究、地域貢献等学校全体の取組及び活動の成果に対し自己評価を行い、その結果については、刊行物等にて公表されている。

また、JABEE プログラムの認定や機関別認証評価など、本校の目的を達成するために外部評価機関による評価を積極的に受審し、総合的な評価が行われ、その取組はウェブサイトを通じて学内外に公表されている。

以上のことから、本校の教育研究活動については、総合的な評価が適切に行われ、かつ、その評価結果は公表されている。

観点11-2-②： 自己点検・評価の結果について、外部有識者等による検証が実施されているか。

（観点到係る状況）

平成 16 年 4 月の法人化以後は、第 1 期中期計画（平成 16 年度－平成 20 年度）中の平成 17 年 10 月に運営懇話会による外部評価を行い、第 2 期中期計画（平成 21 年度－平成 25 年度）中の平成 25 年 12 月に第 2 期中期計画の自己点検に対する外部評価を実施し、それらの報告書に基づき運営委員会で検証し（資料 11-2-①-4）、改善が必要な事項は、関係委員会等で検討・実施に移されるシステムとなっている。

（分析結果とその根拠理由）

法人化後は、日本技術者教育認定機構によるプログラム認定（平成 16 年、平成 18 年、平成 24 年）、機関別認証評価（平成 19 年）に加え、第 1 期中期計画期間中に運営懇話会を開催し、第 2 期中期計画中の平成 25 年度に、第 2 期中期計画に基づく自己点検評価に対する外部評価委員会を開催し、評価結果を学校運営や第 3 期中期計画に反映させている。

以上のことから、外部有識者等による検証が実施されている。

観点11-2-③： 評価結果がフィードバックされ、高等専門学校の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、有効に運営されているか。

（観点到係る状況）

自己点検・評価については、全教職員が関わりを持つことで意識喚起を行っており、その評価結果を報告書として刊行（資料 11-2-①-1～3）の都度、全教職員に配付している。また、外部評価委員会による評価結果も報告書を作成し、全教職員へ内容を周知している。

評価結果の課題については、執行運営部会や自己評価委員会で具体的な検討を行い、必要に応じて運営委員会及び各委員会において検討し、改善策の実施を図っている。

教育・研究に関する評価結果に基づく具体的な改善システムについては、外部評価や自己点検・評価結果を運営委員会にフィードバックし、教員表彰規則の制定を行うなど有効に運営され

ている（資料 11－2－③－1）。教員評価については、学生による授業評価を行い、その結果を各教員に連絡し、授業改善シートに反映するとともに、統計的な評価・結果を運営委員会に報告するなど、有効に運営がなされている。

各委員会等の活動状況については、学内の情報共有システムで議事録を公開し、全教職員に周知している。結果として、各教員が職務全般に対する目的意識を持つようになり、学校教育研究活動の活性化が図られ改善されている。

（分析結果とその根拠理由）

評価結果に基づき、執行運営部会、運営委員会、各種委員会等によって改善が図られよう、システムが整備され、継続的に改善が行われている。

前述したとおり、本校の目的を達成するために外部機関等による評価を積極的に受審し、総合的な評価がなされ継続的に改善が行われている。

以上のことから、本校の目的を達成するための改善システムは整備され、有効に運営されている。

観点11－3－①： 外部有識者等の意見や第三者評価の結果が適切な形で管理運営に反映されているか。

（観点に係る状況）

外部評価委員会には、本校の目的を達成するための指導・助言を求めている。その意見等に基づき、運営委員会をはじめとする各種委員会等で検討され、教員表彰規則の制定を行うなど、改善を図っている（資料 11－2－③－1）。

平成 25 年度には、本校の第 2 期中期計画に基づく自己点検評価に対する外部評価委員会を開催し意見を求め、学校運営や第 3 期中期計画等に反映させることとしている。

また、平成 19 年度には、大学評価・学位授与機構が実施した機関別認証評価において、準学士課程の教育目標について、学校要覧、学生便覧及びウェブサイトでの記載内容が不統一であるとの指摘を受け、改善を行った。

（分析結果とその根拠理由）

平成 16 年度から設けられた運営懇話会、平成 25 年度実施の第 2 期中期計画に基づく自己点検評価に対する外部評価委員会等、産官学各界から広く意見・要望等を求めるとともに、その提言については、運営委員会、各種委員会等で実施方法及び改善策等を検討し、具体化を図っているほか、機関別認証評価の受審など、外部の意見及び第三者評価の結果が反映させている。

以上のことから、外部有識者等の意見や第三者評価の結果が適切な形で管理運営に反映されている。

観点11－3－②： 学校の目的を達成するために、外部の教育資源を積極的に活用しているか。

（観点に係る状況）

本校では、教育研究活動を円滑に行うため外部機関の講師を招き、教職員対象の研修会を毎年度開催し、その他国内外の大学等での研究・研修や国際学会にも参加させている（資料 11－3－②－1）。教学面では知識・技術を持った企業人材や外部地域教育力を活用し、「環境工学実験」（資料 11－3－②－2）及び平成 22 年度からは退職技術者を採用した実習の補助、企

業人講師等による「企業論」を展開している。また、他大学との単位互換協定締結等により他大学及び他の高等専門学校専攻科の科目履修を可能としている（資料 11－3－②－3）。

（分析結果とその根拠理由）

以上のことから、本校では学校の目的を達成させるために、外部の教育資源を積極的に活用している。

観点11－4－①： 高等専門学校における教育研究活動等の状況や、その活動の成果に関する情報を広くわかりやすく社会に発信しているか。

（観点到に係る状況）

本校では、学校教育法施行規則第 172 の 2 条第 1 項で公表が義務づけられている各事項についてウェブサイトで公表している。また、教育の業務については、全教員及び研究支援を行う教育研究支援センター職員が、教育及び研究活動等の状況について個々にまとめ、データを所轄部署で管理し、本校ウェブサイトを通して社会に広く公表している。

教育及び研究活動については、本校の学校要覧でも公表されている。これは、外国諸機関及びその関係者に対しても本校の活動状況を理解してもらえよう日本語及び英語併記で編集している。また、研究活動は、学校要覧で公表しているほか、外部のウェブサイト（国立高専研究情報ポータル、JST Read&Researchmap）でも公開されている。

（分析結果とその根拠理由）

学校の基本情報に加え、全教員及び技術職員の教育研究活動等の状況やその成果に関する情報をウェブサイトで広く社会に公表するとともに、各種刊行物や外部のウェブサイトでも情報発信している。

以上のことから、活動の成果に関する情報を広くわかりやすく社会に発信している。

（2）優れた点及び改善を要する点

（優れた点）

各主事、各学科長等、各種委員会等の管理運営体制及び事務組織が整備され、その役割が明確化され、校長のリーダーシップの下、効果的に意思決定が行えるシステムになっている。また、教育、研究に関する自己点検・評価も適切に実施するとともに、外部有識者等の意見及び第三者評価の結果が反映されるシステムも整っている。さらに、これらの評価結果について報告書等により順次公表している。

（改善を要する点）

該当なし。

（3）基準11の自己評価の概要

学校の目的を達成するため、校長が最高責任者としての意思決定を行っている。

そのための補佐体制として、3人の主事を置くとともに、専攻科長等を配置し、それぞれの組織における体制を整備している。

また、機動的な学校運営を行うために執行運営部会を設置し、情報収集・分析、経営指針等について企画・立案、調整を行い、教育・研究活動の経営基盤の強化を図っている。

事務組織も教員と緊密な連携・協力体制をとりつつ全校一体となった運営を行っている。

さらに、自己点検・評価とともに外部有識者等による外部評価・自己評価を実施するなど、本校の管理運営について改善に取り組んでいる。

本校が実施したあるいは各種外部機関等からの評価については、報告書により学内及び学外に周知されているが、教育・研究に関しては、その改善事項により、執行運営部会や教務委員会・教育研究委員会など、当該委員会において検討し、実施に移している。

運営委員会等で決定された事項については、学内の情報共有システムにより、その内容を学内に周知し、更なる改善に向けて検討を行っている。